

参議院建設委員会會議録第二十四号

昭和三十六年四月二十七日(木曜日)

午前十時二十二分開会

出席者は左の通り。

委員長 稲浦 鹿藏君
理事 田中 清一君
松野 孝一君
武藤 常介君
内村 清次君

委員

岩沢 忠恭君
小沢久太郎君
太田 正孝君
村松 久義君
田中 一君
武内 五郎君
田上 松衛君
小平 芳平君
村上 義一君

國務大臣

建設大臣 中村 梅吉君
建設政務次官 田村 元君
建設大臣官房長 鬼丸 勝之君
建設大臣官房参事官 高田 賢造君

事務局側

常任委員 武井 篤君
専門委員 前岡 幹夫君

説明員

建設省住宅局 建築指導課長 大林 芳郎君
建設省住宅局 建築指導課長 大島 茂君

参考人

全国建設業協会会長 大島 茂君
大島建設株式会社代表取締役 大島 茂君

全国建設労働組 合総連合書記長 唐澤 平治君
法政大学法 学部教授 内山 尚三君

本日の會議に付した案件

○建設業法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(稲浦鹿藏君) ただいまから建設委員会を開会いたします。

建設業法の一部を改正する法律案を議題といたします。本日、初めに参考人の方から御意見を伺いたいと存じます。参考人の方におかれましては、日ごろ御多忙のところ特に御出席をいただきましてありがとうございます。それでは参考人の方から順次御意見を聞かせていただきます。まず、時間関係上、一人十五分程度にして、第一部改正についてそれぞれのお立場から御自由にお述べ願いたいと存じます。まず、大林芳郎参考人に御意見を承ります。

○参考人(大林芳郎君) 大林芳郎でございます。私はたまたま全国建設業協会の会長をいたしておりますので、本日は全国建設業協会を代表いたしまして意見を申し上げます。今回の建設業法の一部を改正する法律案には、私といたしましては、賛成の意見を申し上げるものでございまして、最近数年の間に建設工事の量が非常にふえてきておりますことは皆さう御承知の通りでございます。しかも量はかりでなく、工事の規模が大きくなり、またその内容も、技術的により高度のものが増えてきておるのでございまして、一般産業界におきましても、その技術水準が技術革新への方に向って非常に高いものへと成長発展しつつあります。建設工業におきましても今後ますます技術的に大きな進歩発展が期待されておるところでございまして、また、私も建設業者も、これにこたえるべく、私どもの仕事を通じて企業の合理化をはかり、公共の福祉の増進に寄与するべく常に努力をいたしておるところでございます。

建設業法は、建設業者の登録の実施その他によりまして、建設工事の適正な施工を確保し、建設工事の健全な発達に資することを目的として作られておるものでございまして、これが制定施行以来、幾たびかにわたって改正されておりますが、なおかつ現行の登録制度を含む建設業法は、最近の増大する工事量とこれに対応する建設業者の施工体制、特に建設業の近代化、合理化ということを考えてみると、その内容におきまして改善されるべきものが少なくないと思われまします。私も全国建設業協会におきましては、昭和二十八年以来傘下全国の業者の意見をまとめまして、数回にわたって建設大臣にその改善案を提出いたしまして、その一部改正方を要望して参つてきたのでございまして、今回の法律案を拝見いたしますと、登録制度の改正を初めとしまして、

て、数点にわたって改正が企図されておりました。おおむね私どもの要望に沿ったものと思われましますので、今回の改正案には賛成を申し上げるものでございまして、

以下、内容につきまして、要点ごとに私の意見と若干の希望を申し上げます。

第一の登録の改正についてでございますが、建設工事の定義を、従来は「土木建築に関する工事」で別表に掲げるものを、別表各号に掲げる工事の種類のみにとどめず、別表各号に掲げる工事を組み合わせて、土木一式または建築一式に関する工事を総合的に行なうものを工事の種類としてあげることとしたこと、また従来の「職別」という名義を「専門」という言葉に改めましたことは、いずれも実情にかなうものでございまして、適当と存じます。

登録申請者は、従来は単に広く建設工事に関する実務の経験を有する技術者一名を常置すればよいことになっておりましたのを、「主として請け負う建設工事の種類ごとに」その建設工事に関する実務経験を有する技術者を一名常置していなければならないものとするに改めましたことは、従来の規定がその資格要件があまりにも軽微かつ画一的に過ぎるうらみがありまして、主として請け負う工事の適正な施工を確保するという目的に沿うものとして適当であると存じます。

「主として請け負う工事の全部又は一部が土木一式工事又は建築一式工事である建設業者」で、土木一式または建築一式工事に関する指導監督的な実務経験、または業務管理の責任者としての経験を持つ者を、さきの要件を満たす技術者のほかに一名常置する者は、「登録簿に総合工事業者の登録を受けることにより、総合工事業者と称することができる。」ものとし、総合登録を受けた建設業者以外の業者は、「主として請け負う建設工事の種類を明らかにした文字を冠する専門工事業者と称することができる。」ものとし、

たことにつきましては、近時次第に高度の技術の発展と近代化の促進を要求せられつつあります建設業界の実情に沿うものでありまして、ひいては建設業の健全な発達を促すものであると思ひますので、この点につきましても適当であると存じます。

第二に、建設業者の能力審査の法制化の問題でございますが、「建設大臣又は都道府県知事」が「公共性のある施設又は工作物に関する建設工事」で建設省令で定めるものの入札に参加しようとする「業者」の申し出があったときは、建設大臣が中央建設業審議会の意見を聞いて定める基準によつて、その「経営規模その他経営に関する客観的事項の審査を行なうことができる。」ものとする、この規定は、従来中央審議会の勧告によりまして、実質的には実施されておるものでございまして、必要なのでありますことは、業者

として了解するところでございますが、審査の基準の決定につきましては、業者の経営内容、能力が、的確に表わされるものでなければならぬという意味から、きわめて慎重に扱われるべきものであると思ひますし、また審査の手續につきましても、きわめて公正な方法により行なわれなければならぬものと思ひますのでございます。従ひまして、これが法制化されました場合には、本案にもございする通り、審査の項目及び基準の決定にあたりましては、中央建設業審議会におきまして、十分関係者の意見を徴していただきたいと存じます。

第三に、建設業者団体の法制化の点でございます。私も業者は、地方におきまして、あるいは中央におきまして、業者が自発的に相集まりまして、建設業に関する調査研究、指導を行なうことによりまして、建設工事の適正な施工を確保するとともに、建設業の健全な発達をはかることを目的としたしました事業を行なう同業団体を作つておるのでございますが、業界の健全な発展は、これらの団体の活動によるところが大きいと思ひます。しかも、これらの団体の活動は、参加会員業者の自主的な協力によつて行なつておるものであります。建設業界の現状及び将来を考えますとき、建設業者の地位の向上、企業発展のために、業者団体がなされなければならないことは非常に多いのでございます。またその責任はきわめて大なるものがあるものでございます。これらの団体が健全に発展いたしますことは、とりもなおさず業者の発展でもあるのでございます。現状ではその団体の基礎がすでに十分固まつ

たものも少なくないのでございますが、中にはいまだ十分と言ひ切れないものも見受けられるのでございます。建設工事量が増大し、建設業の近代化が要請せられつつある今日、私は建設工事に関係する官民関係者が協力することとは、建設工事の適正な施工を確保するためにも、必要なことであると信ずるものでございます。このような意味からいたしますれば、建設業者の団体が、建設大臣または知事に届出をすることによりまして、業者団体の実態及び活動状況が明らかにするならば、一そう関係官公庁と業界との協力が促されることになり、ひいては建設業の健全な発達にも役立つものと考へられるのでございます。建設省及び都道府県は、業者団体の届出が実施されることによりまして、いたづらに監督指導という觀念にとらわれず、建設業者のよき助言者という考え方で、この規定を運用されることを望むものでございします。

第四に、中央建設業審議会に専門委員を置くことができるものとす点でございますが、最近建設工事の量は増大いたしました。技術は高度のものを要求されるようになっております。ますます建設業の内容は、複雑多岐にわたるものとなってきております。従ひまして、建設業の諸般の問題を審議する中央建設業審議会の運営の必要上、専門委員を設置することは、時宜に適したものであると存じます。

第五に、業者及び業者団体に對し、大臣または知事の行なう指導、助言及び勧告の法制化の点であります。大臣または知事は業者及び団体に對し、建設工事の適正な施工を確保し、また建設業の健全な発達をはかるため、必要な指導、助言及び勧告を行なうことは、適当なことであると存じます。以上、改正案のおもなる項目につきまして、私の意見を申し述べたのでございします。冒頭に申し上げました通り、業法の一部を改正することにつき、今回提案せられております内容は、多年私も全国建設業協会が要望して参りましたことに、おおむね沿うものであると思ひますので、今回の改正には賛成を申し上げる次第でございます。

今回の改正案が幸ひ可決されました場合には、その実施にあたりましては、政府はこれが実施のために必要な予算を十分とつていただきまして、業界より信頼されるこれが運用をはかつていただくことを、この機会にお願いを申し上げます。私の発言を終わる次第でございます。

○委員長(稲浦鹿藏君) ありがとうございます。次は、大島参考人(大島茂君) お願いします。

○参考人(大島茂君) 大島茂でございます。私は資本金二千万円、年間工事量五億程度の中小業者でございます。

ただいま大林さんから、逐条お話をありました。業者の登録要件、総合工事業者及び専門工事業者、それから以下にわたりまして、建設工事業者の経営に関する事項の審査の件並びに建設業者団体に關する件等、けっこうだと思ひます。特に二番のこの総合工事業者及び専門工事業者、これは前々からまことに不自然ではないかと、こう思つておりましたところが、今回はっきりと専門工事業者及び総合工事業者

という名称になったということは、よろしいことだと思つております。そのほか、簡單でございますが、大林さんのおっしゃられたことと何らかわがございませぬので、これで終わらしていただきます。

○委員長(稲浦鹿藏君) ありがとうございます。続いて、唐澤参考人(唐澤平治君) 唐澤です。私は建設産業に働いております建設労働者、職員の立場から、今回の建設業法の一部改正についての意見を申し上げます。

順を追つて申し上げたいと思ひます。最初に第二章の登録の中の第五条について、このように考へてゐるわけですが、建設業法では、第五条で、一昨までは少なくとも「建設工事に關し、法律又は命令による免許又は技術若しくは技能の認定を受けた者」、この規定をしておつたわけですが、これがたしか昨年だと思ひますけれども、「法律又は命令による免許又は技術若しくは技能の認定で建設工事に關するものうち建設大臣が指定したものを受けた者」というように改定をし、さらに今回その辺を一括しまして、「建設大臣が前各号の一に掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認定した者」というふうにする。この二、三年来再三にわたる改定が行なわれてゐるわけでありまして、この点は、一つは私は建設省の技術、技能に對する対策について、はなはだ欠けてゐる事実を、証明してゐるのではないかと考へてゐるわけですが、御承知のように、労働省では、職業訓練法

を実施し、通産省では電気工事士法などを実施してゐるわけでありまして、建設関係でも労働省、通産省などで、かなり技術、技能の問題を取り上げられてきてゐるわけでありまして、そういう状況の中で、建設省は非常に重要な技術、技能対策について、ほとんど手が打たれてゐなかつた。従つてこの第五条の中でも、当初は建設大臣の指定でありまして、認定ということ考へておりました。ところが、認定といふことを考へておりましたけれども、そういう他省に先を越されたという状況の中で、あつて建設省が、どうなわけに、建設省としての權威を高めるための対策として、打ち出されたやうな気がするわけですが、この辺にわれわれとしては資格要件の締めつけを行ないまして、零細業者なりあるいは使用人であるこれらの技術者にとつて、従来よりは条件がきびしくなるというやういふ事態を生じさしてゐるのではないかと、こんなふうに考へたわけでありました。

次に第二章の二、総合工事業者及び専門工事業者の点についてですが、私は総合と専門に分けた意味、こういう必要性というもののについてははなはだ明確なやうな気がいたします。しかも逐条説明では、こういふふうに分けるけれども決してこれは営業制限を伴うものではない、こういうことを言つておりますし、またこれをやることによって「建設業に關する一般の取引の安全とそれの分野における施工体制の向上を期待してゐる」というやういふやうな分け方をすることが、むしろ結果として営業制限といふことが出てく

ここに規定しているだけでは十分理解ができませんけれども、ぜひこれらの点については中小零細業者の立場に立ったきわめて客観的な審査等について、もっともっと掘り下げた討議と決定が行なわれるべきである、このように考えているわけです。

ではないか。このように考えましてこういう分け方については賛成をしかねるわけだ。なお私どもの組合の中には、いわゆる棟梁ともいわれ、一人親方ともいわれる大工職の仲間たちがいるわけですが、これは当然その仕事の内容からいきまして建築一式工事を行ないます。従つて正しい意味での総合業者だと考えているわけですが、ここでは専門と総合とを区分けをする場合に、技術者の数できめてゐるわけですよ。いわゆる大工、棟梁の場合にだけしもしい業者になりたいし、大きな業者になりたいという希望を持つてゐるわけですが、こういう分け方でむしろ差別を受ける、そのこと自体に非常に問題がある、冒頭に触れましたように、やはりこれによる営業制限というものゝを招来するといふ事実を特に強調しておきたいと考えておるわけです。

次に第四章の二の建設業者の経営に
関する事項の審査についてですが、こ
れは名の通つた大業者にとつては問題
ないと思いますけれども、特に中小零
細業者にとつては業者の格づけが行な
われるという点について、まさに命運
をかけた大きな問題だと、こういうふ
うに考えます。従つてここでもいいです
「経営規模その他経営に関する客観的
事項の審査」を、文字通りどのように
客観的に行なうのか非常に慎重を要す
る問題でありまして、私どもとしては

問題、あるいは金融、税制上の問題、あるいは技能者不足の問題、あるいは工事単価の是正の問題、さらに労働者に対する待遇等の問題、そしてまたたゞごく零細な業者なり一人親方にとつては登録基準現行五十万円が今もつて据置かれてゐる、そういう事実などに

したことにあります建設省及び県当局の官僚統制の強化が一そう強まるのではないかと。今までも関係者から建設省の監督、取り締まりの点についていろいろと意見のあるところですが、今回のこの規定によってさらに建設省当局の監督、取り締まりの動きというものが強まるという結果を招来するのではないかと、この点を大へん懸念をしているわけであります。さらにまたこういう業者団体に対して、届出をさせ、報告を受け、指導をする、指示をする、そういう状態の中で、全体として建設産業の再編成あるいは系列化というものも招来してくるのではないかと。また漸次組織化されようとしております建設労働者の組織化に対する対策なども、これらを通じて強化されるのではないかと、というふうなことを考えているわけであります。

対してこれらが一刻も早く何らかの形で解決をされる、この点に大きな期待を持っているのではないかと思うわけです。大手業者を中心にしましてはかつてない建設ブームであります。その中で中小零細業者は経営不振なり倒産というものが目立ってきております。いわゆる建設ブーム中の悲劇ともいわれ、豊作貧乏ともいわれているわけでして、その原因などについて、もっと建設省としては考究していくべきではないだろうか、こういう点を痛感をする次第です。

さらに、私ども労働組合の立場に立ちますと、今非常に建設ブームで騒がれておりますけれども、その中でかつてない労働者不足が伝えられております。その原因は、何といっても労働条件が他産業労働者に比べて圧倒的に悪いという事実、職場環境もきわめて劣

そこで私は、とにかく今回の改正の目的の中で、特に中小建設業者の「そり健全な発達をはかる」という点を中心にしておりますけれども、私はこの改正で果して中小建設業者の「そり健全な発達ができるかどうか、こういう点については非常に大きな疑問を持っているわけであります。今中小零細の業者が一番困っている問題、頭をかかえている問題は、むしろこういうこととの改正によって生まれてくるいろいろな動きよりは、むしろ機械化、機動化の

悪だという事実、特にその中で労働災害などについては、この四月だけをとりましても大へん大きな災害が発生をしております。御承知のように四月から、今四月でありますけれども、北海道の佐藤、大成を中心にして生じました約三十四名の災害死傷者、また神奈川県伊豆におきます西松組の十一名の死亡、長野の熊谷組における七名の死傷者、合計大きなところだけを選びましても五十二名という仲間たちが労働災害で死んでおります。こうした災害、

あるいは低賃金の重要な要素になって
おります。一般職種賃金の廃止、あるいは
職業訓練の一そうの実施、こうした
ものなどについて、もっともつと抜本
的な対策が講じられないと、幾ら建
設工事の適正な施工を確保する、中小
建設業者の一そう健全な発達をはか

る、いろいろなことをいわれましても、今触れました労働者の諸条件について、もっとも検討をし、具体的な措置を講じない限り、建設産業はますます魅力のないものになり、年少労働者は一人として建設産業に身を投じない、いろいろな事実がだんだんと深刻化するのではないかということを痛感するわけです。従って私はこういう改正を行なうよりは、まず中小、特に零細企業者に対する抜本的な育成対策をはかるということが緊要であり、さらにまた建設産業に働く労働者に対する抜本的な労働保護立法化を早急に確立することが、この提案でいっております建設工事の適正な施工を確保し、中小建設業者の一そう健全な発達をはかる最大の問題ではなからうか、このように考えているわけです。

従って今回の建設業法一部改正につ

いての意見を結論的に申し上げれば、いろいろと改正点が出ておりますけれども、これらについては賛成をしがたい。むしろもっと抜本的に早急に取り上げるべき問題があるのではないかと。それは、一つは中小、特に零細業者に対する、より愛情ある保護対策であり、そうしてまた建設産業の進展と発展にとって、最も必要欠くべからざる建設技能労働者に対する保護立法対策の確立にあるのではないかと、このようなことを痛感している次第です。

以上をもちまして、私の意見発表にかえさせていただきます。

○委員長(稲浦鹿藏君) ありがとうございます。次に、内山参考人をお願いいたします。

○参考人(内山尚三君) 法制大学法学部で、民法、特に契約法を講義し研究しております内山尚三でございます。

私は学識経験者として、この改正法案に対して意見を述べたいと思います。

まず第一点の第二条に、「土木一式工事及び建築一式工事」という言葉が入りましたことは、建設工事の定義を明確化したという意味で、一歩前進であると考えます。建設業は、今まで述べられた参考人の御意見にもありましたが、非常に複雑でございます。そのために建設行政の指導よろしきを得ないという面がございますので、この点、建設工事、今まで現行法に大工事、左官工事、土工工事というよりなものの以外に、それらを組み合わせた総合的な建築一式工事、土木一式工事というものがあろうという点をはっきりいたしましたことは、大企業、中小企業の対策を考える場合におきまして、対象はつきりするということ意味で、私は一つの進歩であると考えております。ただこれによりまして、いわゆる中小企業の問題がますますなおざりにされるのではないかと、私も考えられます。

私は建設業における中小企業の問題は、ほかの産業と違いまして、非常に特殊性があるというふうに考えております。といいますのは建設業は注文生産であります。従いまして、いわゆる

る買手市場、特に中小企業になりますと、多くは政府公共事業に負っておるわけでありまして、従いまして、政府公共事業といういわゆる独占企業でありますから、その点契約条件というものはたえず注文主、発注者の意向に左右され、中小企業は契約条件が悪くて、その工事を受注しなければ工事がなくなってしまうということが起こりますので、悪い条件にあつても仕事をとらなければならぬという状態が起るわけでありまして、その点、建設業における中小企業対策といふものは、よほど政府が介入しなければならぬ、条件が、経営状態がたえず押されていく、現在のように建設ブームといわれまして、いわゆる豊作貧乏といふような声さへ聞かれます現状におきまして、中小企業対策は特に考えるべきだと思つておるわけでありまして、

それから、この改正によりまして、零細企業が無視されるのではないかと、いふ意見もあると思つて、私はやはり建設業におきまして一人親方の問題、ときには労働者になり、ときには事業家になる、この現在多く存在しております一人親方の問題は、これは別個の角度から考えなければいけないのではないかと。一人親方は多く住宅あるいは住宅と店舗とを兼ねているような小工事を受注しておりますが、そういうものは総合業者といわれる専門工事者とはまた別のカテゴリーに入るのではないかと、いふふうに考えております。

そういう点におきまして、アメリカあたりで考えられておりますハウス・ビルダーといふような概念が、やはり入ってくる必要があるのではないかと、いふふうに考えておるわけでありまして、

第二点の建設業の資格審査でございますが、この点、先ほど定義について言いましたように、専門業者と総合業者というものを二つに分けた以上、やはりそういう定義が、要件が備えられてくるのではないかと、いふふうに考えておるのであります。ただ、ここで問題になりますのは、先ほど言いましたように、いわゆる一人親方をどういふふうに取り扱っていくかということが、明確化されておきませんので、この取り扱いにおきましては、いろいろ政令などにおいて慎重に考えなければいけないのではないかと、いふふうに思つて、計法の改正などということが関連して起こつておきまして、この格づけによりまして、いわゆる入札参加の死命を制せられるといふようなことも起こりかねないと思つて、これは民主的に客観的に考える必要があると思つておる。

次に建設業者の団体の届け出を法制化したことでございますが、これは一つの進歩と思つて、先ほど言いましたように、建設業の実態がなかなか把握されておらない。私たち建設業を調査研究しようという学者も建設業の資料が不足している、あるいは実態が把握できていないといふことで、非常に困窮しているわけでありまして、その点におきまして、政府ができるだけ業者団体を育成して、いふ、職別業者などでまだ組織が十分でないところをできるだけ援助を与えて、組織をよつという意図を持たれましたことは、これはわかるわけでありまして、しかしこれはやはり官僚統制にならないように、民間の総意といふべきか、そういう自由な動きに対して、それを制約

するといふようなことがないようにすべきでないかといふふうに考えておるわけでありまして、

次の、中央建設業審議会に専門委員をおくといふことでございますが、繰り返し申し上げますように、建設業はあらゆる職種が含まれております。工事も大業者で年間一千億円に達するところの工事を施工しようといふようなもの、非常に零細企業が入つておりますので、こういう複雑多岐にわたります建設業に対して、いろいろ調査あるいは意見を述べる中央建設業審議会におきましては、専門委員を置きまして、専門的に調査をすることは非常に意義あることだと思つて、ただ、この専門委員の選定におきまして、なるべく多方面におきまして建設業を研究している者を専門委員にするといふふうにしたしませんが、建設業に対する対策が一方的に傾くという憂いがあると思つて、私はかねがね建設業といふものに對して、現在非常に一つの転換期に立つておるといふふうに考えておるわけでありまして、そういう前提において建設業を考えまふと、いろいろな矛盾が起つてくる。かいつまんで申しますと、今まで建設業といふものに對しては、発注者は仕事を出してやればそれでいい、仕事を多く出せばそれで問題はないといふふうに考えておりました、また請負人の方、建設業者はただ仕事をとればいい、仕事をとつてしまひさえすればいい、そして仕事をとつたらば下請をたたいいければいい、下請は世話役をたたいいければいい、世話役は労働者をたたいいければいいといふ、そういう概念で建設業を

考えていたと思つて、これが現在の労働者の不足の問題、非常に労働条件が悪いために労働者が集まらないという問題、あるいは入札の不調の問題といふような、非常に心配すべき現象が起つておるわけでありまして、そういう点におきまして、発注者も受注者も、あるいは労働者も、建設業に対する考え方をこの際転換する必要があるのではないかと考えておる。

そういう前提を置きまして、今回の改正案を考えますと、いろいろ不十分なところがあると思つて、一つのはやはり前進であるといふふうに考えまして、賛意を表したいと思つて、

○委員長(稲浦鹿藏君) ありがとうございます。以上によりまして、参考人の方からの意見聴取が一応終了しました。これから質疑を行ないます。御質疑の方は順次御発言をお願いします。

○田中一君 大林さんに伺いますが、今の全国建設業協会の構成委員は何人くらいですか。そしてその中には、個人として入つておる者がどのくらい、それから団体として入つておる者がどのくらいといふのは、どういふふうになっておるのでしょうか。

○参考人(大林芳郎君) 御承知と思いますが、全国建設業協会は連合団体でございますが、会員は地方の建設業協会になつておるわけでございますが、全部で四十六でございますが、全部で四十六でございますが、その地方協会の傘下の会員は、それぞれ個人業者もしくは法人業者でございますが、現在一万八千二百名あまりになつております。ちよつと個人経営と法人業者との

考えていたと思つて、これが現在の労働者の不足の問題、非常に労働条件が悪いために労働者が集まらないという問題、あるいは入札の不調の問題といふような、非常に心配すべき現象が起つておるわけでありまして、そういう点におきまして、発注者も受注者も、あるいは労働者も、建設業に対する考え方をこの際転換する必要があるのではないかと考えておる。

そういう前提を置きまして、今回の改正案を考えますと、いろいろ不十分なところがあると思つて、一つのはやはり前進であるといふふうに考えまして、賛意を表したいと思つて、

○委員長(稲浦鹿藏君) ありがとうございます。以上によりまして、参考人の方からの意見聴取が一応終了しました。これから質疑を行ないます。御質疑の方は順次御発言をお願いします。

○田中一君 大林さんに伺いますが、今の全国建設業協会の構成委員は何人くらいですか。そしてその中には、個人として入つておる者がどのくらい、それから団体として入つておる者がどのくらいといふのは、どういふふうになっておるのでしょうか。

○参考人(大林芳郎君) 御承知と思いますが、全国建設業協会は連合団体でございますが、会員は地方の建設業協会になつておるわけでございますが、全部で四十六でございますが、全部で四十六でございますが、その地方協会の傘下の会員は、それぞれ個人業者もしくは法人業者でございますが、現在一万八千二百名あまりになつております。ちよつと個人経営と法人業者との

数の分類は、まだ今集計しておりますので、正確によくつかんでおりません。
○田中一君 今あなたは、全国建設業協会の代表としての意見というふうに言われましたから何うのですが、そうすると、その中には、たとえそこに出席されている大島君のような方も入っておりますか。
○参考人(大島茂君) 入っております。

○田中一君 全国建設業協会は社団法人ですか。
○参考人(大林芳郎君) 社団法人でございます。
○田中一君 そうすると、全国建設業協会というものは、各都道府県四十六の知事が許可をしている社団法人ですね。いわゆる団体をもって構成されている連合会、こういう理解でいいんですか。

○参考人(大林芳郎君) 各地方の会員であります地方協会が、全部社団法人じゃございません。ちよつと正確に覚えておりませんが、半数以上社団法人でございます。数をよく覚えておりませんが、二十数協会は社団法人でございます。十数協会は社団法人でない、いわゆる自主的な任意団体でございます。それから一協会だけ財団法人がございます。

○田中一君 そうすると、そういう地方団体が四十六集まっているのが、全国建設業協会でございますか。
○参考人(大林芳郎君) 連合会でございます。

○田中一君 その中には個人で入っているものもございせんか、個人経営もあれば法人経営もあるでしょうけれども。

○参考人(大林芳郎君) それは特別会員という制度がございまして、現在六十社ほど特別会員になっておりますが、これは全国建設業協会の会の運用上、主として経済的な面から、いわゆる賛助会員というような性格を持ったものでございまして、あまり権利の方ではないのでございまして。会費を納める義務の方だけが主としてございまして、議決権などは持っていないものでございまして、正式の会員じゃないわけですね。そういうものはございまして、それから正会員は、全部、各県一つずつの地方の協会が正会員でございます。

○田中一君 その特別会員はどのくらいあるのですか。
○参考人(大林芳郎君) 六十社です。
○田中一君 その六十社というのは、大体大業者だけですか。
○参考人(大林芳郎君) 大体御承知の通り能力審査格づけによりまして、上の方から大体拾つておるわけですから、大と中堅クラスといつていいんじゃないかと思ひます。

○田中一君 まあ大体六十社くらい、日本の建設事業を施工している。まあ八割以上は——八割まではいいかな、半分くらいは施工しておるのだと思ひますがね、そこで、そういう特別会員の方々の意見も含めたきようの御発言でよろうか。
○参考人(大林芳郎君) 実は全国建設業協会の役員の中には、地方の協会長もおられますし、それから一業者の代表者も理事者として入つておられますので、私も協会の意見をきめさせていただきます。私ども理事会で決定をいたしまして、それでもって協会の意見として関係方面

に発表をいたしました。折衝したりするわけでございますから、まあ地方の協会長と、それから比較的規模の大きい業者の代表者の方々と、その両者から選出されておる理事で構成されておる理事会のまとめた意見と、こういうふうにお考え願えたらけっこうかと思ひます。

○田中一君 特別会員六十社は、議決権もなければ発言権もないと……、ただその四十六の団体が、すべての議決機関だといふお話を伺いましたが、理事者の中に特別会員の何人かが入つておるといふことになる、議決権以前の問題であつて、指導権を持つといふことになる、それはちよつと問題が違ひのじゃないかと思ひますがね。
○参考人(大林芳郎君) 総会の議決権は、地方の協会の会長といふことになるわけでございますが、理事会は、先ほど申しましたように協会長だけじゃございせん。で、大体重大な問題は総会で議決をいたしますが、日常の仕事は理事会が執行して参りますから、定款に定められております問題につきましても、理事会といへども、総会で議決をされなければ、否決されること

がございまして……。
○田中一君 全国建設業協会の性格は大体わかつたやうな気がするのですけれども、そこでこれはむろん強制加入団体じゃないわけですから、今、同じように参考人として出席しておる大島君のように、入つておらぬ、入つておらぬといふことは、東京建設業協会、これにも入つておらぬのですか。
○参考人(大島茂君) 入っております。

○田中一君 大体七万名といわれてい

の登録業者のうち、一万八千名だけが全国建設業協会に加入しているものとなりますと、いわゆる一万八千名をもちつて構成している、そのうち主として格づけすれば、一位から六十位までの者が当然入り、それ以外の地方の四十六団体は加入しておるところの一万八千名の意見であるといふことではないのです。

○参考人(大林芳郎君) その六十名と申しますのは、全部地方の協会には入つておるわけですね。協会員になつておるわけでございますから、包含はされております。

○田中一君 政府は、三年ほど前に労働省が職業訓練法という法律を制定したことに對して、閣議ではむろんそれは、当時の建設大臣が了承して提案をされた法律案であつたわけですね。ところが事務当局では、そのときに私が聞いてみると、内容も知らないのです。通つてしまつて初めて、ああそういう内容の法律があつたのかといふことを聞いたことがあるわけなんです。今お話の中でも相当あつたやうに、これは唐澤君からも技能者養成の問題がありまして、これは、一番大事だといふことを言つておりましたが、こうして一応、きよう出ておりますところのこれらの問題点といふものは、全国建設業協会が長い間実施を推進してきたものであるといふお話をございまして、これだけではまだ、あなた方が受けておられますところの仕事といふものが完全に消化できないのじゃないですか。また円滑な運営はできないのじゃないですか。それでもしはかに要望されておつたことがあるならば、それを一、二あげていただきたいと思ひるので

す。なければいけないでございまして。
○参考人(大林芳郎君) 業法の改正につきましては、全国建設業協会としては、登録制度の強化というやうな問題につきましては、今度提出されております法案とは多少違ひました意見、要望を出しておつたわけでございますが、これは中央建設業審議会におきまして私も発言は十分いたしました結果、大体まとまりましたものが今度の法案の形で現われてきているように私も承知しておりますので、私どもも要望が全部は盛り込まれてはおりませんけれども、大体要望に近いものになつてきておる。中央審議会でも最終的には了解をいたしました問題でございますので、この法案につきましては私も承知しておりますが、田中先生がおっしゃいますやうに、建設業法以外の問題と申しますか、現在の工事を消化して参りますのに、先ほど他の参事の方からも御発言がありましたやうに、不足しております技能労働者の問題であるとか、あるいは機械化の育成の問題であるとか、そういう問題につきましてはいろいろと全国建設業協会としておるわけでございますが、努力をしておるわけでございます。それはまた別に労働省なり建設省なりにだんだんと要望を申し上げておるわけでございます。

○田中一君 登録制の強化ということ、条件をきびしくして、これ以上の業者を作らせまいという考え方にたつところの登録制の強化なのか、現在の業者の中に非常に悪質の業者が多い、従つてこれらを、よい芽を育てる意味

において悪い芽を——これはたしか公開登録があつたはずじゃなかったかな——あつた。公開登録の場合にはこれは審査をして振り落とすというふうな考え方に立っているのか、これはむろん団体の問題じゃございません、業者としての資格の問題であります。登録の強化というところの狙いはどこにありますか。

○参考人(大林芳郎君) 全国建設業協会としては、最近工事の量が非常にふえてきておりますし、だんだんと発注者から要求されます技術の程度も高くなつてきておりますので、私も業者が携わります仕事は、すべて国民の貴重な財産で、そういうものは建設という形で作り上げていくわけでございますから、そこにもしも不十分な工事をすれば非常に国民に迷惑をかけるわけでありまして、また公共工事全体の工事量の中で相当部分を占めておりますから、まあそういう意味で私も総合工事業者としては、一定の質を十分に高めた仕事をしなければならぬという観点から、そういう責務を果たすためにある資格が必要じゃないかという観点から、従来の建設業法の資格要件では、総合工事業者としてはあまりにもそういう責務を果たすのにゆるすぎる、という観点からその資格強化を要望したわけでございます。

○田中一君 大島参考人は土木と建築と、どちらをやっておりますか。

○参考人(大島茂君) 主として建築でございます。

○田中一君 土木もできるのですか。

○参考人(大島茂君) 土木はおもに、くい打ち工事、俗に打ちもの工事と申しますが、シート・パイル、くい打

ち工事とか、打ちものを主としてやっております。橋梁、隧道、道路舗装、これは簡易舗装までやりますが、大がかりな道路舗装というものはやっておりません。

○田中一君 それはやっぱり土木工事なんじゃないか。

○参考人(大島茂君) 建築の場合もございまして、それから土木の場合もございまして。

○田中一君 そうするとあなた総合業者ですか。

○参考人(大島茂君) さうでございます。

○田中一君 そしてあなたの御意見は、大林参考人の意見通りでございますと、賛成でございますと、こういう御意見を述べられましたか。

○参考人(大島茂君) はい。

○田中一君 そこで申し上げたいのですが、今、大林参考人のお答えを聞くと、総合工事を行なうためには今のようないかなる制度じゃ足りない。いわゆる登録の強化というところは、そういうものを、今総合工事、相当高度の技術を要するもの、それから規模の大きいものに対する立場の業者と、今大林さんの場合には、業者だけは、どうしてもだれでもかかれでもできないような、できないようなことでは危険があるからできないような強化策をとつてくれ、というところから出発したというふうに伺えたのですが、それで将来やっぱりあなたは大林組のような大きな業者になろうという気持を持っていらっしゃるのではありませんか。

○参考人(大島茂君) 業者の通例といひましては、これは一代では年間五億の業者が年間五百億以上のものに

はなれないというので、二代、三代とたつていくうちに大きくなるものもありましようし、消えてなくなるものもありましよう。この法案が、業法がそのまま現在の形態で孫子の時代まで二代も三代も続いているとは思つておりませんので、現行の法案としては私はけっこうだと思つております。

○田中一君 伺つてゐるのは、あなたがたの坊ちゃんなりお孫さんなりが、将来大林以上の大きな仕事ができるような力を持つ業者になる、またたならなければならぬという意欲に燃えていらっしゃるわけですね。

○参考人(大島茂君) それは一応持つてはおりますが、なかなか困難なことでございまして、業法が変わつていけばよろしいのですから現今では……

○田中一君 今、年間五億施工して

るとおっしゃつてゐるけれども、六億、七億、八億、十億、十五億、二十億というその機会があつて自分も信頼され、そしてあなたの背後にあるところの金融機関なり何なりが相当な資金的なてこ入れをしてくれれば、人間を集め二十億、三十億の仕事ができるというような自信は現在のところではお持ちがないのですか。

○参考人(大島茂君) 何年か先にはそれなると自信を持つております、たとえば五年程度三年程度で。

○田中一君 そういう方向に向かつてお仕事の方は努力なすつてゐるということなんでしやうね。

○参考人(大島茂君) はい。

○田中一君 これは内山先生に伺いますが、私はこれは私の意見をちよつと言ひますが、登録の強化ということ、今まで全国建設業協会から要望して

おつたものという内容は今伺つてはつきりわかりましたけれども、そこでその意図が十分ではないけれども盛り込んであるからよろしいという御意見でした。そこでさうしますと、結局問題になるのは、業者の経営規模その他の経営に関する客観的事項の審査ということが重要な問題になつてくる。私はこの今の言つた目的が何かと申しますと、やはりその業者の格付けが行なわれるのだというふうに理解をしてい

るわけなんです。また経営の規模、これはむろん経営の規模の中にはたくさん仕事をするのだから優秀な技術が要するということにはなるでしょう。それはわかります。しかしながら現在の建設業の実体というものは、技能者ですね、専門のことに二十幾つかの職種別技能者というものを完全に自分

持つておられるのは、今日の実情だらうと思ふ。ここに貫いてゐるのが、経営の規模その他経営に関する客観的事項ということであつて、一体、ほんとうに仕事をする各職の技能者を持つてい

るか持つてないか。——なるほど土木工事に對しては土木技術がむろんこれには参画条件として入らなければならぬ、一建築工事に一建築技術者が入らなかならぬことはわかつておりますが、これを實際において施工する、消化するところの技能者、いわゆる唐澤参考人が言つてゐる建設労働者というものを心須条件として持たなければできないはずなんです。これはまあ労働基準法その他によつてなるほど直用という形をとつておる、一工事ごとにです。とつておりますけれども

も実体はそうではない。従つて、一万八千名……、全建に加入しておる方々

は、大体においていわゆる元請業者であつて、必ずそこには各職でなくて、各職の上に位置する、というものは、内山先生がさつき言つたように上に位置する——位するといふか、上に位置するところの下請業者がおつて、これらがその取りまとめをやり、また、建設労働者を掌握してゐるんだという認識の上に立ちますと、唐澤参考人が言つてゐるような、建設労働者に対する影響というものは非常に大きなものがくるんではないかというふうに考えられる。で、まあ肩をたたいて第一段階の下請、それからまた各職の親方、次々と肩をた

たいて受注によるこの事業の消化ということを考えてみますと、やはりここに登録の強化だけではこの考え方というものは結局、経営規模というものが重点に置かれてゐるところの審議会の審査だということになつてくるんじやないかと思ふんですが、その点はどういう工合にお考えですか。

○参考人(内山三三君) 私は、経営の規模ですね、資本金が幾らとか、それから社員が幾らとか、機械の保有量が幾らかというふうなことだけで格づけをいたしますのは、それは私は間違つてゐる。といひますのは、これはまあ中小企業対策の問題になると思ひますが、たとえば道路だけをやりまして、道路に關しては日本一だ、あるいはビル建築に關してはだれが見ても日本一の技術も経験もいろいろな点において持つてゐるという、そういうものはやはり評価をしなければいけないんじゃないか。これを機械的に資本金幾らとか、機械保有幾らというふうなことにいたしますと、とにかく大きければ大きいほどいいというふうなこ

とになると思います。それで、いわゆる経営の規模その他経営に関する客観的事項の審査を行なうという場合、そういういわゆる特殊技能といいますが、そういうものはやはり大いに評価して審査をしないといけないというふうに考えておるわけでありませう。

○田中一君 これはまあ日本の建設産業の近代化に伴うギャップですね。その近代化に伴うための一つのジャンプした間のギャップなんです。これは今、全国建設労働組合連合書記長の唐澤平治君などがやっているところの連合会、これらがはつきりとした労働供給権といふもの、あるいは労働者が全部ここに集まっておいて、総合業者がそこに労働力の供給を求めるといふことは非常に合理化されたということになります。しかしながら、やはり伝統的な今までの旧習で下請制度というものがあつて、下請もやはりおそろく全国建設業協会の会員であらうと思ふんです。会員である者もいると思ふんです。それから地方の建設業協会あるいは地方の団体の会員であるかからぬと思う。そういう点で近代化への道を歩いているのですけれども、まだそこにとどまらずに乗り越えられないものがある、私は見ている。そこで今回の法律改正の主眼であるところの、いわゆる格づけであろうと想像されるところの中央審議会の経営の規模その他経営に関する客観的事項の審査というところになります、これは資本と経営のよささを持てば、あるいは大林、清水組はうんと言わないだろうが、六十社以外を下請にしたって仕事はできるわけですね。一位から六十位までの六十社はなかなかうんと言わないが、

百五十位くらいは喜んでくれるのではなにかと思ひます。仕事がない場合には、これらはもう政府として明確にしているのではないかと。私は場合によつては、統制という言葉は、戦時中にはずいぶん建設の統制なんかやっておりますけれども、協会が、「公共性のある施設又は工作物に関する建設」といふ言葉をうたつていなければならない、これは何の会計法がありませうけれども、会計法の規定にのつては協会が仕事を受けても一向差しかえなないと思ひます。協会という元請があつて、下請が大林、清水、大成であるといふことは一向差しかえなない、実態から言へば、そこをところが非常に不明確になつております。大林さんなら大林さんの下請を清水がしてはならぬといふことは、また元請としての大林さんが団体としての一括契約をする。協会もこれは元請として見られないことではない。登録してやるならば、総合して各府県の優秀な業者が全部集まればできるわけですね。そこで今度の審議会

の経営に関するところの問題だけを取り上げられたことに對しては、非常に心配しているのです。下請制度というものがあります。助長される危険を多分に感ずるわけですね。なぜならば人を持たなくても、機械を持たなくても、資本さえあれば仕事はできる。唐澤参考人が言っているように、独占資本的な他産業から建設業界になだれ込んでいく実情をよく知っているから、それはそれだけの仕事があるからくるのだらうと思ひますが、資本によつてのみこれらの経営の規模その他経営に関する客観的事項といふものが伸びるという危険を感じるわけですね。今言ひ通り清

水でも大林でも下請になり得るのだ、あるいは協力してやるような態勢になり得ることになると、そういう危険を感じます。これは大林さんどうお考えになりますか、外国の会社と今まではいふんやつておりましたね。

○参考人(大林秀郎君) 今、田中先生からこの経営の規模その他、経営に関するところの審査という問題についてのお尋ねでございますが、私も一番心配し憂慮しておりますのは、客観的要素の審査の基準のとり方でございませう。これが、業者のほんとうの能力といふものが適正に現われる基準をきめていただかないと、ただ経営の規模だけ——先ほどお話の、ほとんど技術者を持つていない商事会社のような方が、今日建設業者の登録をだいたいがお持ちになつております。これは最小限の資格は持つて提出されますから、当然建設業者としては登録されるわけなんです。経営の規模の大ききだけではございませんで、やはり技術の能力であるとか、機械の数であるとか、その他経験と申しますか、そういうものも実際にはよく勘案されて、建設業者の能力といふものを評価していただかないといけません。従ひまして、この建設業法の場合には、客観的要素だけを一応ひっぱり出して、それで一つのものを作るので、あとは発注者がその他の要素は考えなさいと、こういうことだらうと私は思つてございませう。従ひまして、もちろん、客観的な要素のつかみ方もいろいろ項目をとるか、それとしてその審査をするときに正確な審査もしていただかなくちゃなりませんし、今度発注者がそれを参考にして、

いよいよ格づけをされる場合には、先ほど私申しました客観的要素だけではなく、いわゆる主観的な要素、経営者がどの程度経験を持っているかといふようなことも、十分考えた上で格づけをしていただかないと、私は、業態は小さくても、ある職種については非常に経験を持つておられる業者も多数あると思ひます。そういう方はその種の工事については非常に専門家であるといふ場合に、もしそういうことが十分勘案されて格づけされないと、非常に不公平なことになる心配があるといふふうに考えますので、先ほどちよつと申し上げたわけでございます。

○田中一君 国際人札は主として丸紅とか大丸とか飯田とかいうような貿易会社がおそろくつとっているのだらうと思ひますが、こういう人たちが国際人札に参加し、そうしてこれは清水でも大林でも、おそろく場合によればその下請として全国的にやるだらうと思ひます。これは今までも例がございませうから。そうすると、一体建設業といふものは、どこに何を求めようとしていくのかわからなくなつてくるわけですね。それから今お話のように機械を保有している、人を持つていっている、大林さんのように年間五百億の仕事をするれば、そうすれば現在五百億の消化能力は技術者、機械等を持つていなければならないのだらうと、十億だけは不足になるのだらうといふことになるわけですね。その不足になった十億といふものをどこに求めるか。これはおそろく、五百億をこえる十億といふものを消化するのは易々たるものだと思うのです。大林さん

の力をもつてやれば、自分のところの職員は使わなくても臨時にしてもよろしいし、下請にまかしてもよろしい、技術者を兼務させてもよろしいといふことはいくのだらうと思ひます。常には、工場生産でなくて、先ほどお話があつたように注文生産ですから、それだけの注文がない場合には、機械も遊ばせなければならぬ、人間も遊ばせなければならぬことになりますから、どうしても経営の安全率をみる場合には、下請制度といふものを採用するのは当然だらうと思ひます。発注者が計画発注をしない限り、大林さんなら大林さん、あるいは清水さんなら清水さんの能力をちゃんと知つて、これだけの全

国の建設業者の実力と機械の配置、人員の保有等を勘案してやる、材料その他の生産と見合ひながら計画発注をする場合には、これはある限界でよろしいけれども、一方においては、最近の顕著な例としては、唐澤参考人も言つていられるように中小業者は続々倒産する。いわゆる背伸びをして総合業者であるような顔つきをしていられる業者はつづいていくのです。なぜかという金融です。注文は五億、十億と受けながら統々つぶれていくという事態を見ております。これは金融です。仕事があるからどうしても背伸びをする。それで、自分の消化能力はあるけれども資金的には裏づけがない。注文をとる、しかし無理があるためにつぶれていく例をたくさん見ておりますけれども、私はこの辺で、ただ単にこうした経営の規模だけを考えられて格づけをされる点については、全国建設業協会の一万八千人の方々も、あるいは大林さんのようにそういう団体に加入しない

方々も、もう一歩慎重に、今大林さんの御発言があったように、政府側の方でこのような表現でもってこの法律を審議してくれということになりますと、非常な危険を感じるわけなんです。そうして、おそろく、責任の分散といいますが、下請々々ということになって、なるほど一工程下請にする場合には、元請、下請、これはむしろ事業税は、同じような金額の中から、四段階でいけば四段階の事業税を政府はとるのだから、政府としては下請制度というものについてはほくそえんでいるかもしれない。大林さんなんか五十億で受けたものを五人に分散下請をした場合にも、事業税の対象になります。大林さんが全部消化して下請に出さないうのだったら、その場合には事業税は大林さん一軒で済みます。そこに非常に、建設業がほんとうの姿でもって将来伸びるためにも、いろいろな矛盾があると思うのです。ほくそえんでいるのはやはり国だと思ふのです。税金がよけいとれる。そういう点で、政府はどういう考えをもつてこの政令で基準をきめようとするのか。私は危険が多分に含まれておるのではないかと思ふのです。これは内山先生どうお考えになりますか。

○参考人(内山三三) 私はやはり、発注者と元請ですね、総合業者との契約を近代的にして、そうして、先ほど言いましたように、ただ仕事を任せればよい、一方では仕事をとにかくとればよいという考え方を捨てて、やはり契約を近代化し合理化して、そうして元請が合理的な経営ができるようにすべきだと思ふ。それからさらに元請と下請といいますが、総合業者と専門業者

との間の封建的な関係を近代化して、契約なども平等なものにしていかない限りは矛盾はどんどん下へ転嫁されていく。そうして末端の労働者に一番しわ寄せが来て労働条件は悪くなる。従つて、労働者の不足の問題なども起こってくる。そういうふうな考えますので、やはり元請と下請——先ほどおっしゃいましたように、建設業が注文生産である以上、これはやはり専門業者というものに当然工事者というものは分かれてくると思ふ。ただ、専門業者は、たとえば一つの企業として成り立つものと、あるいはトビとか土工あたりになりますと、むしろ企業というよりも、今の企業者というものがフオーマンのような形になります。そうして一つのレーバ・ユニオンのような形に入っていきますと、だんだん建設業が近代化していくのではないかとふうに考えておるわけなんです。現在においてはそれがまだ未分化でありますからいろいろ問題が起こると思ひますけれども、大体そういう方向に進んで、元請と下請との契約を近代化していきますと、そういうふうになつていくんじゃないかというふうに考えております。

○田中一君 これはもう一べん大林さんに伺いますが、大丸とか飯田、丸紅とか国際入札あるいは国内入札は、G H Qじゃない、今の駐留軍の仕事なんかに参加しています。そういう場合に、それらをも、これは登録を受けている以上は——これは何も持たない最小限度の条件だけを持つてに過ぎない、登録を受ける場合にですね。確かに資本だけは多いでしょう。そういう業者などはここに仲間に入れないよ

うにしてほしい、という気持はむしろあるんでしょね。

○参考人(大林芳郎君) 国内の工事につきましては、これは登録業者としてそういう方々が登録をおとりになれば、やはりこれは建設業者でございすから、われわれとしましては、仕事の方ではまあ競争者といひますか、これはフェアに競争してお互いに建設業界のために尽くしていくという事なんです。ございす。海外工事の場合には、実は私も古くから建設工事だけで仕事をしております業者として、戦前は外地にも出て行ったことがございす。しかしこれは、どちらかと言いますと日本の軍の仕事を主としてやっておったものですから、そういうある保護のもとにやっておったと思ふのです。戦後はそういう事情が一ぺんいたしまして、自分の力を出していかなければならぬ。戦前実はほんとうの自分の力だけで、私も古くから建設工事だけでやっていた業者が長らく海外に出ておったという事はないのでありまして、これは戦後初めてといつてもいいのです。しかし今後世界情勢、特に中近東、東南アジア関係方面を見ますとほとんど後進国でございすし、しかもそれらの国は欧米よりも日本のような国の力を借りて経済的にも伸びていく、そういう強い希望を持つております。これは私昨年なり数年前からたびたび海外に参りまして、そういう人々と会ひまして、そういう気が非常に今みながおのをみるのであります。私もとしましてはできるだけそういう方面には友好的に協力をして、そういう方面の発展にも協力することが、いろいろ

ろな意味で、これはいわば一つの形を変えた輸出産業として日本では考えまして——まあこれは輸出産業として国際的に見れば大きなことでございす。国際平和のためにもなることですから、心がけてはおるのでございす。が、何と言ひましても、海外でわれわれが仕事をするという事は、物を日本で作つてあちらに持つていくのと違ひまして、現地で仕事をしなければならぬ。そこで言葉の問題とかその他私どもはもとより技能労働者全部を連れて向かうでやるといふことはいろいろな意味でむずかしいのでございす。どうしても労働者は現地の労働者を使う。それから資材も物によつては現地の物を調達しなければならぬということになりますと、残念ながらまだ私も建設業者はそれだけの十分な経験を海外で持つておりませんので、勢い最近までは、現在でもそうでございすが、やはり長年経験を持つておられる主として貿易商社の力を借りつつ、主として国際入札、あるいは現在までほとんど賠償工事でございすが、そういう方面に協力をしておるわけなんです。現在のところは、海外工事についてはどうしてもある程度現地に長年経験を持つておられる商社の方と相提携して、だんだんと海外工事の進出をはかつていく。しかし行く行くは私ども何人か人を送りまして、現地で相当修練すれば、私どもの自力で海外で工事をするようなこともできるようになるのじゃないかと思ひますので、私は建設業者として正常な登録をなさつてやられる限りは、別にそれを排除するとかいうような気持は毛頭持つておりません。また十分国内ではそういう方

と一緒にやつていつて、その方々も適正な施工をなされるのであれば、日本の建設業界のためにもなることでございすから、やはり相ともに携へていかなくちやならぬと思ひます。

○田中一君 私が言つてゐるのは、あなたの御答弁で済みますが、国内でも同じことなんです。下請という制度でもつてやつてゐる場合に、貿易商社は貿易商社としての立場でもつてやればいいので、元請になる必要もありません。それらのものが、やはりこうして経営規模、その他の経営に関する客観的視野によつて対象になり、それが上位に少なくともたくさんのお金を与えられるといふところにランクされることは、非常に危険を感じるということになるわけなんです。

○参考人(大林芳郎君) 私ども今までの経験では、そういう商社の方の方がプラント一式を請け負われまして、そのうち土木建築関係の仕事を、商社の方から契約をしてやつたことはございすけれども、そういう商社の方が建築工事、土木工事だけをおとりになつて、それをまるまる私どもが契約してやつたという例はございせんし、今後私どもはそういう気持は一つもございせん。

○田中一君 これは政府もそこにいてから念を押しておきたいと思ふのだけれども、基準の草案でもできておりますかね、鬼丸官房長。

○政府委員(鬼丸勝之君) 基準の草案につきましては、なお検討中でございますが、一応とりまとめたものを持つております。

○田中一君 これは唐澤参考人に伺いますが、あなた一体今日の下請制度と

いうものは、伝統的に慣習となつて
いる現在の実態と、建設技能者を抱いて
いるところの労働組合を見た場合に
は、どういふあり方がいふと思ひます
か。

○参考人(唐澤平治君) 内山先生のお
話もありましたけれども、非常に他産
業に比べて特殊な内容を持つてゐる建
設産業の中で、特に元請、下請の關係
というのは、私どもとしては一刻も早
くこれは解消すべき問題である。やは
り元請、下請の關係は常に危険負担を
下へ下へと移して行く、最終的に労働
者の労働条件なり、その他の問題にし
わ寄せされてくるという問題は、一日
も早くそつという状態については解決を
していかないといふけないのではな
いか。むしろ資本と労働との關係では、
たとへばアメリカに見られるような、
労働組合が中心になる労働供給事業に
よる労使關係といふものを確立してい
くといふことは、日本でもいろいろな
角度から検討して実現させるといふこ
とに、關係者全体が最大の努力を払つ
ていただく必要があるのぢやないだろ
うか、こう考へてゐるわけではな
い。

○田中一君 どうも建設省は、自分の
方は行政的に業者その他の建設に関
係するものだけを自分の分担された行
政にとつて、発注という仕事は、これ
は行政面と全然違つた形で建設省は出
してゐるわけではな。これは何ら直接關
係がないから、そこで今、言ふような
言葉の上の行政的措置といふものを考
えておられるけれども、実態論としては考
えられないといふことなんですが、同
じ所管が労働問題なら労働省の所管で
あつて、それをどうすることもできな
いといふことなんですがね。私は建設

業法の今度の改正に伴つて相当そうし
た職業訓練の問題、技能者訓練の問題
とか、あるいはさうした実際の施工に
關する制度の問題といふことになつて、
やはり一つの芽を出すことが私は必要
であらうと思ひます。とにかくまあ
所得増進計画で本年度予算から出発す
るこの予算の分配が、公共事業だけを
取り上げて十六兆三千億といふのが
十カ年間の計画の規模です。これが民
間の工事がそれくらいあるとするなら
ば、少なくとも三十兆といふものを
十カ年でこなさねばならぬといふもの
を得ないわけではな。これに伴う民間
設備投資といふことが並行して行なわ
れなければならぬ。これらの建設行政、
いわゆる建設施工の面から見て建設省は
どう考へてゐるのか。おそろしくさうい
う施工能力はないのではないかと
思ひます。さうして一面、機械化で行く
といふことを言つておられますが、日本
で機械化云々と言つたところで、大型機
械といふものは振回すだけの広さを
持たないものが多いです。同時にまたそ
の機械を運搬するにたつて道路の幅
もそれに耐えるようなものを持つてお
りません。大型機械が困難だからといつ
て分解して一々持つて行つたんじやと
いふのです。さう考へた場合には、一
体建設業者に、うんといふんなものが
肩へかかつてくる。建設業者にかかつて
くればその下請業者にもかかつてくる。
先ほど内山先生が言つた通り、末端の
労働者に結局そのしわがきて、しよせ
んその下請制度がある限り労働者は低
賃金です。決して高賃金にならないの
です。契約権といふものはすべて元
請が持つておられるわけですから、こ

う点でもう少し、その私は建設業法を
ここで改正するならば、これから、三
十六年度から行なわれるところの所得
増進計画といふものを實際やるなら
ば、これに對するところの対策といふも
のは考へられなければならぬと思ひ
ます。それはただ単に登録の強化だけ
ではな。さうしてまたこの団
体に対するところの助言とか、勧告、
指導等がこれらもう空文になつ
てくるのです。なぜならば大畠参考
人等は何の団体にも加盟してござい
ません。しかしながら、私は公共工事は
いふ業者もいろいろあります。これはもう仕
事が余つて参ります。さうしてでも賃
金は上がる傾向になるのが当然なん
です。仕事があふれてくる。ところが
我が國は弱い未組織な労働者であつて
親方に隷屬して仕事を考へてゐる。こ
ういふ点を私は根本的に考へる段階に
きてゐると思ひます。大林さん、も
うあなたは大阪にお歸りになるさう
ですが、どう考へてゐるんですか。た
だ単に登録強化、この要求は四年ごし
のものですから、これを取つておけばと
わあわあ言うだけじゃなくて、どうす
るか考へるのが、全国建設業協会の
長として、むしろ大畠さん、中小業者
のお立場でお考へになつておると思
ひます。さうして、一つお伺ひしたい
と思ひます。

○参考人(大林芳郎君) 先ほどから皆
さんのお話のように、現在建設業界に
おきましては工事業が非常に増大して
おきますので、確かに技能労働者の
不足を一部来ましておることは事實で
ございまして、政府の五カ年計画、長
期計画あるいは経済成長計画を實施し

ていられるといふことになりまして、
おそろしくこの数年間は官民工事業合
まして総工事業は本年などと比べまし
て、さう大きくは減らないだろと思
ひます。むしろふえることはあつても減
ることは数年間はないのぢやないか。
私どももさういふ観点に立つてこ
れをいかに消化していくか、しかも質
を落さないで消化をしていくことが建
設業者の任務でもあり、責任でもある
と思つておられます。そこでどうして
機械の問題は、これも全建設業者とい
ふことになりまして、比較的規模の小
さい業者の人たちは、なかなか自分
が、その人たちが受注してゐる工事業
性質によりましては、さう大きく機械
化できないものがございます。まあ建
築、住宅工事、学校建築のようなもの
は、私はさう大きくは機械化できない
と思ひます。一方において労働者がだ
んだん不足してきてゐる。従いまし
て、労働者が上がつてきておるといふ
から、まあ先ほど皆さん御指摘のよう
な、あるところへしわ寄せがきてお
ります。この問題もただ標準賃金を
上げる、単価を上げる、さしあつて
は私はやはり適正な単価に引き上げて
もらふといふことが、どうして必要
だと思ひます。それだけではな。な
な問題解決しない。やはり建設産業
の技能労働者に若い人が来るような対
策を講じていかなくちゃいかぬ。それ
はやはりこの業者としても考へなく
ちゃならぬ。やはり労働者自身
も、私は大いに自覚をしてやつてい
た。さういふ意味で私は経営
者、労働者含めて建設に携わつてお
る者が、できるだけさういふ点を合理的

に仕事のあり方を追求していくように
しなければ、この問題は私はやはり相
当根本的な問題があると思ひます。こ
の技能労働者の解決の問題でござい
ますね、さういふ点で労働省の方にも、
建設省の方にも全国建設業協会とし
まして意見を申し立て、さういふ問
題の改善方をお願いをしておるわけ
でございまして。

○委員長(稲浦鹿藏君) ちよつと速記
とめて。
○委員長(稲浦鹿藏君) 速記。
○武内五郎君 大林さんに、私、ちよつ
とおくれまして、あるいはお話があつ
たかもしれませんが、申しわけ
ありませんが、この建設業協会の現在
の業務はどういふことをやつてお
るのか。

○参考人(大林芳郎君) これは先ほど
ちよつと申し上げましたのですが、全
国建設業協会は今連合会になつてお
りまして、各地方の協会の上部団体
になつておるわけでございます。当然そ
の地方の協会の傘下の業者の数を合
せまして、先ほど申し上げましたが、
大体一万八千二百数十名といふこと
になつておられますので、日本の登録業者
七万数千名のうち、総合工事業業者とし
ては相当部分の数の業者を傘下の会員
におさめておるわけでございます。日本
の建設業界の大部分の業者、総合工事業
業者としては相当部分の業者の方のため
に各種の問題の改善をはかるために調
査研究等を行ないまして、会員相互の
自発的な啓蒙、それから研究等もいた
しておられますし、また必要があれば
關係方面に業者の経営状態その他の改

○委員長(稲浦鹿藏君) ちよつと速記
とめて。
○委員長(稲浦鹿藏君) 速記。
○武内五郎君 大林さんに、私、ちよつ
とおくれまして、あるいはお話があつ
たかもしれませんが、申しわけ
ありませんが、この建設業協会の現在
の業務はどういふことをやつてお
るのか。

○参考人(大林芳郎君) これは先ほど
ちよつと申し上げましたのですが、全
国建設業協会は今連合会になつてお
りまして、各地方の協会の上部団体
になつておるわけでございます。当然そ
の地方の協会の傘下の業者の数を合
せまして、先ほど申し上げましたが、
大体一万八千二百数十名といふこと
になつておられますので、日本の登録業者
七万数千名のうち、総合工事業業者とし
ては相当部分の数の業者を傘下の会員
におさめておるわけでございます。日本
の建設業界の大部分の業者、総合工事業
業者としては相当部分の業者の方のため
に各種の問題の改善をはかるために調
査研究等を行ないまして、会員相互の
自発的な啓蒙、それから研究等もいた
しておられますし、また必要があれば
關係方面に業者の経営状態その他の改

善のために意見を提出する、要望をするというよりな仕事をしておるわけでございます。

○武内五郎君 そうなりますと会員——業者の利益のためにいろいろな事業をされておる、そういうことですね。

○参考人(大林芳郎君) そういうことでございます。

○武内五郎君 それで地方の団体の実態を御存じでしょうか。

○参考人(大林芳郎君) もちろん会員のことでございますから、常に報告を受けたら私どもの方で地方の協会へ参ったりいたしておりますので、ある程度のことは承知しております。

○武内五郎君 今度の法律の改正で、業者の団体が一つの公認の団体になるわけですが、それで、たとえばこういうことはいいでしょうか。その業者の団体が、工事の発注される場合に業者を推薦する、あるいはまた端的にいえば、その団体を經由しなければ指名を受けることができない、またさらに極端にいえば、その団体が工事の請負のトンネルになるといふようなことではないでしょうか。

○参考人(大林芳郎君) ただいま御質問の、あとのそのトンネルということとは決してないとは信じております。それから經由するといふ問題でございますが、これも発注官庁と地方の団体とが、そういう内々の約束を取りかわしておるか、そういうことはないと

思いますが、ただ大体私どもの傘下の協会は、その地方におきましての総合工事業者の大体の有力な業者を会員といたしておりますから、発注官庁によりましては、あるいは発注者により

ましては、その協会に入っておるかというところを聞かれることはあるように聞いております。

○武内五郎君 その協会に入っておるかどうかが、一つの制約にならぬと思いませんか。

○参考人(大林芳郎君) それは発注者の方の御意向であつて、私の方からそういうことにしてくれということとは申し上げておるわけじゃございませんから……。

○武内五郎君 まあこれは地方の団体においては、私は全部ではないと思ひますが、その協会に入っておるかどう

かということ、また従つてせつかく登録をとつた、設備を持つて労働者を持つておる業者が、そういう協会に入つていないために指名を受けられなかつたことがしばしばあるように伺ひますが、そういうことはもうあつてはならぬと思ひますけれども、御存じですか。

○参考人(大林芳郎君) まあそういう事実があるといふことは私も聞いておりますので……。

○武内五郎君 大島さんに伺ひますが、どうして大島さんは協会へ加入されてないのですか。

○参考人(大島茂君) 今までに業者団体というの、われわれ中小規模の業者にはあまり利益があるとも考えられませんが、必要を感じておりませんので、いまだに入つておらない次第であります。

○委員長(稲浦鹿蔵君) 速記をとめて。

○委員長(稲浦鹿蔵君) 速記を始めて下さい。

○委員長(稲浦鹿蔵君) 速記を始めて下さい。

○武内五郎君 それではお急ぎでしうから大林さんに伺ひますが、先ほど発注者とその業者の關係でありまするが、やはり何ですか、協会の方ではないか、お今日でも特に公共企業關係において、片務的な契約ですね、こういうもの

の改正についての熱意はまだあるのですか。

○参考人(大林芳郎君) その点は非常に熱意を持っております。標準契約約款といふものがございまして、その内容は私ども常に、従来かなり片務的でありましたのを今日まで数度にわたりまして改正をされて、相当双務的

にはなつてきておりますけれども、現在でもなお業者の立場から見ますとやはり片務的じゃないかと思はれる点も残つておりますので、現在でもその点の改正方を要望しておるわけでございます。

○委員長(稲浦鹿蔵君) ちょっと速記をとめて。

○委員長(稲浦鹿蔵君) 速記つけて下さい。

○武内五郎君 大島さんにお伺ひしますが、協会に入らなくてもあなたは

その営業を続ける上において差しつかへございせんか。一向支障を感じなかつたか、あるいは障害は起きなかつたか、業務上の障害が起きたといふことはございせんか。

○参考人(大島茂君) 何ら差しつかへございせんでした。

○武内五郎君 なおお伺ひしますが、たとえば今般の業者が専門の技術屋をかかえなければならぬし、それが一つの登録の条件になる。まあ今まで

実態を見ておきますと、そういう技

術屋を持つていなければならぬといふことは、一つの条件ではないが、小さい業者の部分においては相当実行されてないのがあるようですが、あなた方

同業者の中でもしこういうことがたとえはあつて、立つていける業者が立つていけなくなるという業者があるの

じゃないですか。

○参考人(大島茂君) 総合工事業者及び専門工事業者の問題でございますが、これは大業者と中小業者の差は、その技術屋は皆さん持つていらつしやるので、それが員数において多いか少ないかだけの差だと思ひます。それと先ほどの一人親方の問題、これは明らかに総合と専門に分かれますと、今までのような工合には立つていかないと

思ひますが、これは営業上はつきり総合と専門に分かれるといふことは、むしろ施主側に対してもよろしいのじゃないか。業者としても立場が明確化したしますから、能力及びその人員がいかに無理に総合業者の形態をとるよりも、専門業者としてやれるといふことになりましてよろしいと思ひますが。

○武内五郎君 経験さえあればいいわけですね。

○参考人(大島茂君) 専門業者としては、経験があればよろしいと思ひますが、総合業者としては、大なり小なり必ず技術者を持つておりますから、法

案が総合業者、専門業者といふふうには、はつきり名称が分かれても何ら中小業者及び大業者は差しつかへない

と、一人親方の専門業者が變つてきますが、これもよろしいと私は解釈して

います。

○武内五郎君 内山先生にお伺ひした

いですが、その登録についてのいろいろな制約上の条件がございまして。たとえば今の技術者の關係とかいふようなことはございしますが、これは営業の自由といふことに對する一つの制約だと思ひます。これは法律上どういふふう

に解釈されますか。

○参考人(内山三三君) 私は、アメリカの例をとりまして、最近では営業の自由の原則とともに、やはり消費者の立場といふんです。消費者の立場を考

えなければいけないという考えが強く出てきてゐるわけです。ですから営業の自由と消費者の立場といふこととから、このバランスにおいていふゆる制限を加えるという、現在そういう考え

方が出ておりますが、私は、建設業の実態が大から小まで非常に複雑多岐にわたつてゐる、というよりなことの今の現状におきまして、やはり一定の格

づけといふんです。そういうものが必要になるのではないかと。まあ大工

を一人親方がやるということは実際に

おいて不可能でありますから、大体その業者はどういうレベルにあるかといふようなことは、やはり一応の基準を設ける必要はあるのじゃないか。ただ先ほど言ひましたように、格づけになりますから、その格づけにはもちろん客観的な基準といふことが入つて参りますけれども、それ以上に経験年

数——どれだけの経験があるかといふような、そういう特殊技能といふようなものを考えまふと、非常に業態の実際の評価が間違つてくるのじゃないかといふふうにはまた考えますし、い

わんや制限つき公開入札というよりな

ことになりまして、大体格づけによつて

入札できるかどうかといふような、そ

ういふことになりまして、私は、アメリ

カの例をとりまして、最近では営業の

自由の原則とともに、やはり消費者の

立場といふんです。消費者の立場を考

えなければいけないという考えが強く

出てきてゐるわけです。ですから営業

の自由と消費者の立場といふことと

から、このバランスにおいていふゆる

制限を加えるという、現在そういう考

え方が出ておりますが、私は、建設業

の実態が大から小まで非常に複雑多

ういふ問題も起こって参りますので、この点は非常に慎重に、政令などにおいても慎重に取り扱うべきものであると。それから、上に上がっていく経営ですね、合理化し、そうして実力が出てきた企業ですね、どんどん格づけが上に上がっていくという余地を残しておきませんと、固定化してしましますと、その格づけというものが非常に不合理なものになるというふうに感じております。

○委員長(稲浦鹿蔵君) ほかに参考人の御意見に対する質疑はございませうか。——ほかに御発言もないようでございますから、参考人の意見聴取並びに参考人に対する質疑は、これにて終了することにしたと存じます。

参考人の方におかれましては、長時間にわたりました貴重な御意見をお聞かせ下さいまして、まことにありがとうございました。

それでは午後一時半まで休憩いたしまして、午後は政府に対する質疑を続行いたします。

午後零時二十五分休憩

午後一時五十三分開会

○委員長(稲浦鹿蔵君) 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

建設業法の一部を改正する法律案について質疑を行います。御質疑のある方は順次御発言下さい。

○田上松衛君 建設業法の一部を改正するといふ大きなねらいは、建設工事の適正な施工と建設業の健全な発達に寄与したい、言うまでもないことです。今までのことではいろいろ足りない点が出てくる、そこでこれを完全に

行なうということでしょうが、そこで私も、幾ら法を変えてみたところで、現実の問題というものが、こうしたことによって正しく目的通りにならなないといふままならば、幾ら法を変えてみたってだめだと思ふのです。そういうようなことから、たまたま最近起こった事態について、建設大臣の御所感を一つ聞きしつ、そしてそれを通して質疑に入っていきたいと思ひます。

すでに御承知だと思ひますけれども、三月二十六日の夕方のできごとなんです。時たまたま日曜日の夕方のできごとだったわけなんです、横浜市の、世界アマチュアレスリングの選手権大会に間に合わせようとして、一生懸命に急いでやっておりますところの横浜市民文化体育館、相当大きなものなんです。延べで面積が八千四百平方メートル、高さが十七・五メートルです、この総工費は実に四億円をこえておる膨大なものです。これが五月十五日の完成を目ざしてやっておったのですが、これがさっき申し上げました三月二十六日の午後七時ごろ屋根がずり落ちてしまった。しかも、それは一部分の陥落ではなくて、実に屋根の部分四千五百平方メートルの中の二千五百平方メートルという大きな部分がぶっこわれて落ちたという事件なんです。たまたまこれを施工したのは、さっき参考人としておられた大林組、これがやられたわけなんです。大林さんに聞くと、どうも儀礼上の場合ではどうかと思つたので、そこでむしろ方向を変えて建設大臣にお聞きすればいいと思ふのですが、結局これがさっき申し上げましたように、五月十五日はもう

すぐなんです。九〇%以上がもうでき上がつておつたわけなんです、それが一ぺんにがたつと落ちてしまったのです。実際にこの会堂は七千人を収容できるところの大会堂なんです。これが一ぺんに落ちてしまった。もしこいつがたとえば落成式等に一切の関係者を集めて落つちたら、これはどうなるか、これは全く世界を驚かすような大事件になつたはずなんです。九〇%できて、もうでき上がるというときにやつてしまった。こういうことについて少しおわかりになつておるならばその点、及びこれらについてはどういうところが一体責任を持つのか、横浜市民が考へておりまするあれは、たとえば鉄筋のアパートなんかに住んでおりましたも、木造よりか鉄筋ならば大丈夫だと、安心してそこで生活しているわけですから、このことがあつてからもう戦々々々きょう、しかも今申し上げたような七千人も収容できるような大きな会堂の中ですから、一分でも一秒でも入つておれというならば、監獄にでも入つておるような気持でなければならぬやうなことです。一面また、これは根本からほどこしてしまわなければだめだといふやうなうわさまで立つておるわけなんです。もしそうなりますると、三千万や五千万の仕事と違つたわけですから、実に四億といふ大きな金が市民の負担になつてくるわけなんです。建てるだけでもそうですが、こゝして建てるということになれば、これの教訓なんです。この関係が一体どうなるかといふ不安、従つてこれらについて責任はどうなるのだから、設計者が責任を負うべきものか、施工者が責任を負う

べきものか、そういうような問題をまじえて今大きな話題になつてしまつておるわけなんです。もし、できることならば、私はちよつとこのときは不在中でしたので、新聞を通して、あるいはそれから教へられて知る範囲なので、建設省としてはもちろん十分御調査なすつておられるだろうと思ひますから、その真相をお聞かせ願つて、さらに今申し上げたやうな、こういう場合にどういふところが責任を持つべきものかといふこと、これについての御説明をお伺いしておきたいと思ひます。

○国務大臣(中村梅吉君) ただいま御指摘の横浜市民文化体育館の落ちた問題は、さうく係の方からいろいろ調査をするように指示しておつたわけでございますが、施工者の工事請負人の大林組に言わせると、設計通りにやつたのだと、工事に何らそこはないといふ弁明のやうでございますが、はたしてこゝういふやうな大問題が起つたといふことが設計上の欠陥か、工事の欠陥か、工事監督上の欠陥であるか、これらが問題でございまして、この原因はもう極力明らかにしたいと、しなければならぬと私も考へておるわけでございます。横浜市としましては、専門家の方々数人に依頼をしまして、その原因の究明を、目下原因を突きとめることに努力をされておる段階のやうでございまして、まだ何がもとでこゝういふことになつたかといふことは、はっきり私も聞いておらないのであります。詳しく事情は、直接の担当者でございまして指導課長をきょう出席さしておきますから、直接お聞きを願へばよいかといふように思ひます。

○説明員(前岡幹夫君) ただいま話題になつております横浜市の体育館の工事中の事故につきまして、われわれ大へん遺憾なことだと考へております。先ほど御説明がございましておやうに、工事中でございまして、約九〇%でき上つておつた。しかもこの事故が起りましたときには、屋根の防水コンクリートのごく一部でございまして、まあ私見ですが、大体屋根面積の二割程度かと思ひますが、それくらい屋根の防水コンクリートを施工されておるときに落下したと、こゝういふ状況でございまして、で、この落下する前に若干たわみが出ておりましたので、その点につきましてはかなり注意をしておつたやうでございまして、

構造につきましてはちよつと簡単に御説明申し上げますが、ちよつと即席で恐縮でございますが、大体こゝういふやうな屋根の格好になつておりました。四枚の平板で、こゝうお互いにせり持ちで持つておる。これが大体五十センチメートル、こちらが八十センチメートル前後のかなり大きな構造でございまして、それでこゝう落下いたしましたので、現在逆のこゝういふやうな形にたれ下がつておるやうでございまして、この構造理論が非常に高度の構造理論を使つてございまして、この平板は、一メートル二十厚さの鉄骨で組んだ平板でございまして、完全には詰まつた平板でございまして、鉄骨を斜めにこゝうやつて、厚さが大体同じやうな一メートル二十になつておられますから、こゝういふ平板でせり持ちで持たせると、従つて工事中に、この平板の両方からこゝう力が加かつて、つり合いがとれる、こゝういふことになつておるわけでございます。

それで工事中にこの力のかかり方が少ないとむしろ安全度が下がって行く、こういうことになるわけでございます。それで構造計算のいわゆる設計上の問題もあるかと私ら思います、さらにこの工事中のいわゆる施工のやり方というものは、やはり若干これに関連する問題でございます。そういうことで、さうさく市の方へ私は調査に参つたのでございますが、市の方で、ただいま大臣が申されましたように、現在の構造力学の大家、日本での大家四人の方にこの原因の調査を依頼されておりますので、私もこれ以上の方は現在の日本にはいらいしやいせん、その結果を待つて措置したい、こういう工合に考えているわけでございます。

○田上松衛君 私がお伺いする気持はです、ただ起こった事態がこうであるというふうな説明のことではないのです、これはどなたでも、新聞やあるいはテレビ等でごらんになった方もおありでしょう。その今お話しになった程度のことはわかるのですけれども、実はあの設計に当たった者でも、日本の有数の専門家を交えて、そこでたくさん競争入札をやったわけですが、今申し上げた専門家三人を交えての審査会議でいろいろ検討した結果建てられたのだ、こう言われているわけなんです。しかもさき申し上げたような、こういう大きな建物で、横浜市が日本で誇るものを作りたいというところでやって、市民もこれに協力し、さき申し上げたようにでき上がったならば、世界アマチュアレスリングの選手権大会場に当てる、世界的な一つの場

所にするわけなんです、その建物にしてこういうことがあった。そういたしますと、最近焼けない家をいうことで、こういう工合に木造をどうん耐火建築に直していこうという意欲を持ってやっているけれども、このことのために、どのくらいその気持の上に冷や水をぶっかけたかということ、これは行つてごらんない。あれでさあ、ああいうことだ。まして、ここ百坪や二百坪の建物なんというものはいいかげんものだ。法律なんかでどうやら見てみたところで、結局結果的には、この関係の設計者側、施工者側あるいは監督者側、いろいろ入り乱れてみんな責任のなすり合いをしている。そういうことで、いまだどうしようという対策は立てられていないとわきまされているわけなんです。こういうふうなことになるわけだと、市民が、今度新しい工法を用いて、いろいろな工法を背景としてつづ建てられていく新しい建築に対して大きな疑問を持ってしまった。お話の状態では、そういうところで目下調査中だということになるけれども、しかし、すでに四月の二十何日ですか、その一カ月、いまだにこればかりしきりしないわけなんです。しかもさき御説明であつたように、上ののが逆にひつ込んだというあれでなければ、写真等に出ておられますものは、天井をささえておった柱は全部べしやんにばらばらになつてぶつ倒れてつぶれてしまつたわけですよ。完全に下へすね。もう少しあれすればどかんときてしまふ。私はさきこれが落成式をやつたならば、神奈川県下の名士が全

滅しただらう。そこで世界的な問題になつたらうと申し上げたのですが、それにままして、もしあれが五月十五日に竣工して、そうして世界レスリングの選手権大会に使われて世界中の選手たちがやつて来た場所でごんなことでもあつたら、もうそれこそ日本の建築界というのに対して大きなこれはもう恥といふだけじゃなくして、それを超越した大問題になつてしまふだらうと思う。まさににはだえにあわを生ずる気持なんです。だから今市民が聞きたい問題は、これを指導し、あるいは監督の立場もありません建設省がどういう工合にこれに対処しようという決意を持っておられるかという、特に建設大臣にこの点をお聞きしておかなければならない、こう思つておるわけなんです。繰り返して申し上げますけれども、もうその法律が、市街地改造等の問題が出てくる、建築のいろいろな問題がこころ出てきますけれども、この一つの問題を見せつけられて実にその意欲をみんな失つてしまつたという事なんです。

○政府委員(鬼丸勝之君) ただいま御指摘の件につきましては、調査の結果が判明いたしましたれば、その結果によりまして、請け負つた建設業者の工事施工上、施工組織のために危害を及ぼすおそれが非常にあつたと、あるいは請負契約につきまして業者が不誠実な行為をしたというふうな場合には、建設大臣あるいは都道府県知事が必要な指示をし、あるいは適当な措置を命ずるということから、さらに情状によりまして営業の停止、取消しの処分も行ない得るわけでございます。建設業法上業者の責任が明らかになりますれば、

そのような処置を情状によつて考えたと思つております。また設計につきましましては、設計事務所が横浜市が外注をいたしてやつておるようでございますから、設計事務所の設計が疎漏であつたというふうなことが判明いたしましたれば、建築士法によりましての規定に基づきまして、建築士事務所に対する監督処分を行なうということになります。考えられますので、結果によりましてどちらかの処分が適正に行なわれることを考えております。

○田上松衛君 さつきのお話の中で、大体設計の上に何かの間違いがあつたのじゃないかと思われるようなことに聞いておつたわけだし、あるいはさういふようなこともうわさされておるわけですよ。それで少なくとも裏の言葉で言いますと、大林組は設計通りに施工したのであるというのですから、大林組の考えからいふならば少なくとも設計の間違いだ。私もその考えるときに、さういふようなあつたことだといふことも、少なくともさつき言つた全国の業者をまとめるところのほとんど大部分をやつておるあの協会会長が、ただ設計通りやつたのだからおれの方じゃ間違いないと、そんなことで一仕事をしていふものなんだからうかといふことなんですか。やっぱり作つていく者は、ただ上の人は幾組かの下請業者にまかせて一つの図面をあてがつてその通りにやつていくと、……もつとそれを設計者も、あるいは施工者も、監督の立場にある人々も一緒になつて、この種のたくさんの人々を収容する場所なんです、この場について万一の場合に失敗のないことを期しつづかなければならぬはずだ

と思つたのですが、そこで、直接の工事のほかに、建設省が、それらのことの広い意味の監督といふものを、十分なされないといふことじゃないかと思つたのです。これについてはどうなんですか。建設省はどういう程度の監督をされるわけですか。こういう場合の指導監督ですね。

○説明員(前岡幹夫君) 最近その構造力学は非常に進歩いたしまして、でき上がったしまつて初めて安全だ、工事中はむしろ逆に不安定な構造と、こういうものがかなりふえてきております。これは、これは事実でございます。それでまあ私の方でいたしましては、これは先般も全国課長會議で指示したことでございまして、特にあまりそのきわどいと申しますか、われわれに言わせますとリミット・デザインと申しておりますが、あまりさういふきわどい設計、これは多人数が入る公共建築物についてはあまりとらない方がいいんじゃないか、できるだけ公共建築物は安全な方向に進むべきではないかといふようなことを指示したわけでございます。それでなお、この工事中にさういふ不安定な時期があるわけでございますので、その不安定な時期の手当、まあこれは十分に今後考へるよう指示したいと、こういう工合に考えます。

○田上松衛君 すでに御承知だらうと思つたわけでも、さつき申し上げた三月二十六日の日曜日の夕方、これは日曜日であつた、夕方であつた、工事人もいなくなつたという場合であつたから死傷者一人も出さないで済んだことはせめてよかったわけですよ。ところがその一週間ぐらい前に、この問題で

もう一つは、設計の事務を民間の建築士事務所が受け持った場合には、この建築士事務所の設計の仕事がまづかったという場合に、建築士法による監督処分を、やはり建設大臣が、建築士法に基づきまして監督上の処分をするということができることになっておりますが、これも先ほど申し上げましたように、

もう一つは、設計の事務を民間の建築士事務所が受け持った場合には、この建築士事務所の設計の仕事がまづかったという場合に、建築士法による監督処分を、やはり建設大臣が、建築士法に基づきまして監督上の処分をするということができることになっておりますが、これも先ほど申し上げましたように、建築士事務所の過失、あるいは故意に設計の仕事がまづかった、ということがはつきりいたしませんと処分はできないわけでございます。これも将来の調査結果に待って考慮をすべきことであらうと思います。

まあ監督上の、法律上の根拠は以上

のような次第でございました。できるだけ早く調査結果が判明いたしましたので、その結果によつて適切な処置を講じて参りたいとかように考えておる次第でございます。

○田上松衛君　まあ役所としてはそれ以上には言えないことだろうということとはもう百も承知なんです。實際は、これはまあお聞きになっております委員の方々に少し御説明申し上げると、

のですから、これをほどこしてしまふだけの費用でも莫大なんです、費用の点から言いますと。そしてまた新規にすれば四億が八億になるか十億になるかこれは大へんなものになってくるだろうと思ひます。市民がおびえておる、——あれの一つが、建てる趣旨が、そういうことだったのですからふりい

であるけれども、いまだに一体責任の所在がどこにあるかを研究しているという態度であつて、形はそのままであつて、これをこわすだけでも、少なくとも新聞が伝えるところでは七、八カ月を要するであらうと言っているのです。これはそうでしょう、こゝろいろいろなことになっていくと、ただ設計者が何か処罰をされたとか業者が仕事を取り上げられてしまったと

て、市民は一体どこへどういう工合に、自分たちはこの問題を考えたらいのであろうかというのが、言葉は適切でありませんけれども、偏らないこれは市民感情なんですよ。だから少なくとも、大目付役の建設省が、もろの法律をこうやって——たまたまきょうも建設業法の一部を改めていく

すから……。こうやっていながら現実にはそんな問題が出てきて、これの責任が問われるようになってきたら法に照らして適当にあれをしよう、しかし具体的には、大市民民のふところに迷惑をかけないようには考えられない不安を実は感じるわけです。これに対して一つこの際建設大臣の確固たる、何といひますか御所見を承っておきたい。

なつて損害をどこが負担するかという
ようなことについて、横浜市と工事請
負人なりあるいは設計に責任がある
という場合に、設計と請負者との間に争
い等が生じた場合には、その争いを
解決する紛争処理の制度もございま
すから、それらはそれによつて解決を
できるだけ迅速にさせるように取り計

ことの困難な状態にあるわけでございます。

○田上松衛君 大体一つの問題をとらえてこれをどうするかということについて、十分責任のあるようなお答えをいただくということが非常に無理であるということとは、はっきり私も感じたのですよ。ただ私はこういうよりなことを、せめてお願いしておきたいことは、問題は問題としてさっきの通りで

あります。いろいろにこりやっておりますけれども、せっかく建設法の一部でも改正したいということであれば、こうした思いも寄らなかった事態が現実起こった、故意でも何でもなくこれは起こってしまったわけですが、こういうことに対して少なくとも国民が安心していけるような、さらに事後のことを何とか処理解決するような点に留意されて、今後改正される場合には、ただ登録の停止や取り消しであるとか、設計者の処罰であるとか、監督者の責任追及だとかそんな程度じゃなくて、指示であり勧告であり営業の方の停止、こういうような問題に限ってはおるわけですが、これらについても将来一つ何かお考えなさるような御意向はありますか、どうですか。私は少なくともそういう必要がこれに実際出てきたと思うのです。これについて一つお聞かせいただいておるかと思うのです。これは将来に属する問題です。おわかりにならないけれども繰り返して申し上げますが、ただ今までは、現在のこれで行きますと、指示をし、勧告をし、それでもきかない場合にはこうする、処分の方法としては営業の停止をするとか、あるいは取り消しをするとか、いろいろなあれがありますが、しかしそれはそれで正しいにしても、そのことだけでは国民の安心はできないわけなんです。こういう場合があったときには建設省がもっと強いあれをもって、少なくとも需要者、いわゆる発注者に対して心配かけないようなふりをするところまで持つていく、というあれがないといけないと思うのです。くだいようですけれども、この程度でいって万一レスリング

大会が行なわれていた、世界の選手が集まってしまった、一挙に何千人という人を殺してしまったというようなことがあった場合に、大林組の営業を取り消してみたいところで、設計者あるいは監督者を処分してみたいところでこれは何にもならぬのですよ、そんなことは。営業停止だつてそれは償いはできるものではないのです。そこで建設自体に対して、建設省がもっと的確な万一にもそういうことのないようにやっていると、何かそこに打ち込み方というものはあるのじゃないか。非常にきょうは無理ですが、そういうことを一つ検討されるお気持ちがありますか。そんなことはもう従来の法律でも十分だとお考えになりますか、その点についてお聞きしておきたい。

○国務大臣(中村梅吉君) この起きてしまいましたものあとと始末につきましましては、先ほど申し上げたような順序で参るよりいたし方ないと思うのでありますが、今後の一般的な問題としましては、普通の建築物で構造上のもの疑義の余地のない問題は別でありまして、しよが、こういったような大きな坪数でそうして大きな屋根であるとか、まだ力学上や建築学上確かだというようには見られても、はたしてそれが完全に事故の心配がないものであるかどうかというこの疑義のあるような大建築等につきましては、建築の届出に対する確認、あるいは建築許可をいたします場合に、その責任者である都道府県の知事等は、設計者が合理的に設計してあるからそれでいいという許可の仕方ではない、なお一そう綿密な審査の仕方をして、許可の手続を完了するというようなふりにしていく必要がある

あるのではないか、という点につきましましては建設省の立場で行政指導を十分に今後やっていくべきだ、こういうような間違ひの起こらないようにベストを尽くす以外にはないと思ひますので、そういうふうな行政指導方針をとっていきたいと思ひのであります。が、今回の改正におきましても、四十条の二というのを設けまして、建設大臣または都道府県知事は、建設業者あるいは建設団体等に対して、建設工事の適正な施工を確保することに、いろいろな指導、助言、勧告ができるような規定を実は設けさせていただきました。これらを活用いたしまして、遺憾の点のないように法律の運用を行ない、行政指導の全きを期して行きたいと、こう思っております。

○田上松衛君 いろいろ貴重な時間をこれ以上さいや相済みぬと思ひますから、最後に希望を申し上げておきたいと思ひます。かつていろいろな炭鉱等に起こった爆発事件、そのたびに将来再びこういうことのないようにすることを繰り返して、もう忘れたころにはまた起こってくる。次から次へあつた問題は、御承知の通りなんです。私はこのようにした建物等に起こる問題は、今度初めて起こつたことだと言つても差しつかえありません、これだけの大きな事件というものは、建物に関する限りはです。だけれども、一度あれば二度あるのことは、油断しておつたならば、こんなことはとんだん起こるぞということになるだろうと思ひます。四十条の二で規定された文句からいへば、これでいいのですけれども、今建設大臣がこれを十分に活用して、いろいろ言葉を使われたわけなんです。が、私は、その活用の方法、実際にどうやってあるからというだけではいけない、さつき申し上げたのは、十分このことを繰り返さないこと、一つのかちんとしたものを考えてほしいと申し上げたのですが、それも要望しつつ、またすでに用意されたこの法の活用も、ほんとうに活用して下さるということではなければ、例を引きました炭鉱爆発等の問題、やはりどうも文字の上では十分手を尽くしたはずであるにかかわらず、実際問題としては、どんだん起こつてしまふのですから、十分これを間違ひなくやっていたに、少なくとも国民に対して不安のないように、もつて国民のすべてが、いろいろこうした建設法の一部改正等もやっていかれるのですが、これらをよく理解し、関心を持って共にやつていくような工夫を盛り上げていくように一つしていただきたい、こう考えるわけなんです。結果的に願うならば、国民はそっぽを向いてしまつて、字句の上では何と書こうとも、こんなことは実際問題として、どこへどうはまるのだという程度にしかこれは見ないで、逆な立場で考える者は、既存の業者を一つ保護しつつ、保護というところからめけれども、これらに感謝されつつ、うまく肩をたいて仕事をさせるというところにねらいがあるのじゃないかと思ひます、曲げて考える人もないではないので、そうではないのだ、ほんとうに国民が安心してできるように直していただくことを、国民が飛びついていくように、一段のいつ決意を新たにされまして、善処していただ

きたいというところをお願いを申し上げます。

○武内五郎君 先ほど参考人に対して質問申し上げたのですが、この建設法の団体について、何かやはりこれは自然に成長してきた私は団体だと思ひますが、今日においてはすでにいろいろな機能を発揮する程度まできているのであります。そこでこれに対して、はつきりした性格、それから目的等を規制する必要があるのではないかと思ひますが、それは自然とこのままほつておいてはいけないのだから、何か一つ規制しようという考え方でおられるのか。またこれを利用しようという考えでおられるのか、どっちなんぞでございますか、どういふふうに考えられますか。

○政府委員(鬼丸勝之君) 今回本改正におきまして、建設業者団体に届出義務を課することとしたしました目的でございますが、私も今まで建設業行政を担当いたしております経験から申しまして、この建設法の目的である、建設業の健全な発達に資するということと、それから建設工事の適正な施工を確保するというこの目的のために、やはり建設業者団体の自主的な健全な活動に期待される面が相当あるというふうに考えた次第であります。そこでこれらの業者団体が健全な自主的活動を一そう促進するといふために、行政機関といたしましては、これらの団体に対して適切な指導を行なう、また行政上の諸問題につきましても、直接建設業者に対してだけ指導監督するだけでは、問題の解決が必ずしも、うまくいきませんので、これらの団体を通じてこの業者に対して行政上の指

導を全きを期して行きたいと、こう思っております。

○政府委員(鬼丸勝之君) 今回本改正におきまして、建設業者団体に届出義務を課することとしたしました目的でございますが、私も今まで建設業行政を担当いたしております経験から申しまして、この建設法の目的である、建設業の健全な発達に資するということと、それから建設工事の適正な施工を確保するというこの目的のために、やはり建設業者団体の自主的な健全な活動に期待される面が相当あるというふうに考えた次第であります。そこでこれらの業者団体が健全な自主的活動を一そう促進するといふために、行政機関といたしましては、これらの団体に対して適切な指導を行なう、また行政上の諸問題につきましても、直接建設業者に対してだけ指導監督するだけでは、問題の解決が必ずしも、うまくいきませんので、これらの団体を通じてこの業者に対して行政上の指

導監督をするということも必要ではないか。まあこういうことから、今回それにはまず業者団体の実態なり活動状況を、行政機関において把握しておく必要がある、というふうに考えまして、届出を義務づけたわけでございます。以上のような趣旨でございますから、これらの団体を統制するとか、あるいは役所の思ひ通りに引っぱっていくというような気持は毛頭ございません。

○武内五郎君　まあ大体そういうことでありたいと考えるのですが、まあ御承知の通り先ほども実は私ちょっと一点だけ指摘したのですけれども、実際において業者の届け出等の通過機関のようにより考えられます。ほとんど一切の手書類は、特に地方の業者はその協会の手を経なければならぬというような、これはそういう規定はないようですけれども、事実をういうふうなことになるものがある。それから入札参加の場合なんかでもほとんど協会の指示によつていく、あるいは工事の配分等も協会の手を経て行なわれる、まあこれを私は、決して悪い意味はないけれども、必ずしも悪いとは考えてお

りませんけれども、談合の仲介機関であるというようなことが往々にしてあり得るのであります。それらの規定はどういうふうに考えますか。

○政府委員(鬼丸勝之君) 現在各都道府県にできております建設業者団体は、先ほど参考人からお話がありましたように、総合業者が組織しておる全国建設業協会の参加団体と、そのほかに職別の団体等も相当ございます。これらの団体が、府県なりあるいは建設省その他事業官庁の出先機関に、業務

の經由機関として、たとえはおそらく御指摘の点は指名願でありますとか、あるいは登録の関係の手続等のお話かと思いますが、經由機関として働いておるかどうかという点につきまして、私ども事實は——中に一部例外があるかもしれませんが、実際は經由機関になっていないし、制度の上におきまして役所側から団体を經由してこいといっておることはございませんので、制度的にも經由機関になっており

ません。事実も、まあ私ども聞いておる範囲では実際はないと思つております。それからまあ事実上の談合、工事の配分の話し合いのことかと思ひますが、これも別に公に団体の業務としてやつておるといふことは聞いておりません。ただ団体に加盟しておる一部の業者の人たちが、あるいはある工事について話し合うというようなことはまああるように聞いておりますが、要するに現在あります建設業者団体は、そういう業者の経営上の、あるいは工事を受注する関係の問題につきまして、積極的に働いておるといふ事実はないと私どもは見ておる次第でございます。

○武内五郎君　そうありたいと思うのです。そこでお伺いしたいのは、たとえば、私は、業者がその団体に加入して一定の会費というものを納入して、そ

の団体の経営に当るといふならば、これはその団体内における加入者の平等な立場で権利というものの主張ができる。たとえば工事が発注された、発注された場合に、その工事額の何パーセントかずつ納入するということになっておるのか。そういう事実はあるとしたら、それほどいいんですか。これは明らかに

にかたりその業界によって業者がいろいろな制約を受けたり、あるいはまた何か納入することが困難じゃないかというような業者に対しては、えこひいきの取り扱いをやったというふうなことはあり得ると思うのですが、そういう事実はあなた方把握しておられますか、それともそういうことはやはり当然だと考えられるのですか。

○政府委員(鬼丸勝之君) ただいまお話を団体の会費等を、会員の工事の受

注額に應じて何パーセントというふうに払っておる、あるいは払わされておるといふ事実は私はないと思います。またありとせばそういうことは非常に好ましくないことでございますから、将来もそういうことのないように、建設省としてはこの改正が成立いたしますれば、この改正の規定の運用上指導を徹底して参りたい、かように考えております。

○武内五郎君　まああるということをおっしゃるのは相当苦しいと思うのですが、事実あるのですから、そういう点はかなりの強い指導が必要じゃないかと思うのです。その指導について政令で定められると思うのですが、大体

どういふふうな政令の内容になりますか。

○政府委員(鬼丸勝之君) 省令でまずこのどういふ団体を届け出させるかと

いうことと、それから届出事項の範圍を省令でやはりきめることになっておりますが、大体私も先ほども申し上げましたように、また先生から御指摘のように、現在団体がいろいろあることは知っておりますけれども、実態があまりつかまれてない、都道府県知事になりますとなお実情がわからない

い、こういう状況でございます。今後この法律によって届け出させるのは、大体都道府県の管内区域を活動範囲とする団体、あるいはこれらの法人でなくとも、任意団体であっても、すべて届け出をさせようと考えております。全国の区域を規模とするものは、もちろん届け出をしてもいい。そういったしまして届け出の事項といたしましては、名称とか、主たる事務所の所在地、目的、事業の概要、役員、あるいは

管理者の氏名とか、会員の數、名簿それから団体の維持に要する經費の賦課の額とか方法、もちろん定款とか規約、寄付行為があればそういうものを、財産目録、それから会員に対する指導連絡事項等、重要なもの、こういうようなものを考えたいと思つております。

○武内五郎君 私はこの団体の性格、それから運営の基準というものが明確でない、これくらい危険なものはないと思うのです。先ほど申し上げたように、工事額の何パーセントかをその団体に加入者が納入しなければならぬということになっておるとすれば、団体の民主的な運営というものは考え

られない、まずそういう点から嚴重な私は規制が必要じゃないかと思うのです。特に省令等において、まだその省令は発布されておらぬでしょうから十

分御考慮を願いたい。

それからその団体に技術者を置くことが規定されておる、これは私は非常にいいと思うのですが、ただその技術者を置くということが、単に会員である業者の工事の技術上の指導をするとかいうようなことであれば、そう弊害はないと思うのですが、これが直ちに

業者の業務をかなり強く制肘したり、あるいは指導するような状態になつてくれば、業者としての立場というものはかなり弱くなる、その点はどういふふうに考えられますか。

○政府委員（鬼丸勝之君） この法律上届け出られます団体は、建設業に関する調査、研究、指導というより業務をやる団体というふうに考えておりまして、この団体の会員である建設業者に対して、経営上あるいはその

業者の業務を具体的に制肘するというようなことを、この団体にやらせることは、考えておりません。またもし、これらの団体がそういうことをやるということは、調査、研究、指導の団体の性格を逸脱する行き過ぎた行為をすることになると思いますので、私どもといたしましてはそりいうことのないように十分指導し、注意をして参りたいと思っております。

○武内五郎君 私はその次に業者の種類、土木一式、建築一式等々の一式の業者の届け出、たとえば建築一式届け出の業者が、単に建築ばかりでなく、やらなければならぬ建築に付随した土木事業なんか等があると思います。あ

るいは電気工事に関する業者であつても、電気ばかりでなく関連した他の事業が必要になつてくるのじゃないかと思ふのですが、総合登録をせないで、

一式業者がそういうことができるようになるのか、その点はどうですか。

○政府委員（鬼丸勝之君） 土木一式または建築一式工事を請負う者で、総合工事業者としての資格を持たない者、つまり一人親夫の場合でございますが、これは専門工事業者として仕事ができるわけでございます。なおこの土

木一式工事または建築一式工事を主として請負うという、専門工事業業者としての登録いたしました場合においても、他の工事もこれではできないわけではございません。その親方さんがほかのたとえは電気とか基礎工事とか、そういう経験があればもちろん一向差しつかえないわけではございません。これを土木一式として登録したから土木一式だけしかできない、こういうものではございません。主として請負う工事が土木一式または建築一式、こういうことでございますから、ほかの工事も当然できるわけではございません。

○武内五郎君 それで登録手続の場合ですが、登録上の資格の規定があるわけですが、その資格の規定ですが、いろいろなたとえば技術者をいろいろふらにしろというふうなことが、ほかにたとえば業者の資本額というふうなものに対する規制は作られるのかどうか。

○政府委員(鬼丸勝之君) 建設業者の登録の要件といたしましては、この法律の改正案に第五条に規定してございまして、主として請負う建設工事の種類ごとに、法人の場合は役員のうち一人あるいはその使用人のうちの一人、個人経営の場合は、もちろん使用人の一人かその親方一人が、ここに各号に規定してありますような技術的能力を持っておるだけの要件でございまして、資本金等は全然登録の要件としては考えておりません。

○武内五郎君 先ほど参考人からおられたときに参考人からお話があったのですが、単価の問題ですが、今田上委員から出されました工事上の不安な状態ですね、まさか大林ともあろう大会社

が、手抜きをやったりなんかすることはないと考えるのですけれども、単価上の問題で手抜きをやるのがほとんどある一般のようになっておるようでもあります。それで、たとえば単価においても建設省の単価基準というものと、国鉄の単価基準というものと、同種の工事というもので非常に違っておるということがあると思います。特に国鉄では人間の生命等であつて仕事をするにやあらぬので、きわめて厳重な工事を必要とするのは当然であります。その点ではどの工事においても私は同じだと思います。建設省関係の工事だつて田上委員が質問したように、もしあれがすでに開削されて、使用後に落ちたとすれば大へんなことになったと思つておられる。この単価上の問題で業者の間にいろいろな不公平がある。非常に建設関係の単価が低い。たとえば鉄道で材料を支給してさへも建設省との単価の開きが大きいというふうなことを言つておられますが、そういうことはどういふ——しかもそれが単価、時価において更正できるかどうか、考え直すことができるかどうか。そういう点をお伺いしたい。

○政府委員(鬼丸勝之君) 工事単価の問題でございしますが、国鉄の工事との比較のお話もございましたけれども、建設省所管の工事でも非常に多種多様でございまして、具体的には簡単にちよつと一口に申し上げかねるのでございしますが、建築物、住宅、その他建築関係で申しますと、公営住宅は単価が三十五年度同様据え置きになっておりまして、増額を認められておりません。ただ、坪数が、特に第二種公営住宅

におきましては、一坪それだけふえておりますので、あとは実施段階におきまして、構造の種類を実施上うまく組み合わせるというふうなことです。それから施工方法等におきましてもできるだけ工夫いたしまして、何とかこの単価でできるようにいたしたい。もう一つ、公営住宅の性格上、どうしても足りないという部分は、地方公共団体——事業主体である都道府県なり市町村でございしますが、これらが実施には相当協力をすることによって計画の戸数を達成いたして参りたいと考えております。住宅金融公庫や住宅公団住宅におきましては、用地費におきましては、七割増です。工事費におきましては、木造が七割、簡易耐火が五割、鉄筋コンクリートが四割の増加で組まれておりますので、この予算単価の実施面におきましては、用地費等は地域別に相当実態を考慮して、実施上工夫をいたしましてこの単価でやつて参りたい。官庁官舎におきましてはこれはすべて直轄でやつておりますが、この単価はあまり実増額を認められておりません。これは文部省の学校、あるいは厚生省の病院関係との均衡上ありまして、単価増がほとんど認められませんでした。これも実行上坪数等の加減を工夫いたしまして、何とか予定通り施工ができるようにいたして参りたい。結局これらの建築物の工事はすべて請負に付せられるわけでございますが、落札不調というふうなことになります。これは事業が進捗いたしませんわけではございません。従来もそうですが、今後実行上の措置を大蔵省等とも場合によつて相談いたしまして、工事ができないということにならない

ように処置をいたしたいと考えております。土木関係の施設におきましても、若干の単価増はそれぞれ認められましたが、ものによりましてはまだ十分なものもございしますが、これはやはり実施上実施単価を現地の実情に合わせまして考えていきたい、実施設計を組む際にそういう実施単価を十分検討いたしまして、実行できるように取り計らつて参りたいと、かように考えております。

○武内五郎君 まあいろいろな面で単価がかなり前年度よりも上がつて組まれているというところはあると思います。ただ問題は、工事施工の上で一番大事なのは、何といつても材料と労賃、この動きによつて工事のよしあしがほとんどきまるのではないかと。特に労賃等は非常に低く組まれておつて、従つていろいろな労賃上の支払い関係から、結局権利金その他不祥なことをやり出す、これが一般のようでありまして、しかもこれは物価等の変動でかなり上下が激しいので、それらについてのスライドをできるように考えられぬものかどうか。

○政府委員(鬼丸勝之君) こういう単価を構成しております要素のうち、労賃が相当大きな要素でございまして、そのほかにももちろん資材その他の諸経費ということになっておりますが、実は土木関係の工事におきましては、いわゆる歩がかりという制度的な従来からの慣行がございまして、たとえば掘削については、一方メートルだけだけでできるのだというふうな計算があるわけではございません。そこで、その中で人力を使う場合に人力がどれだけ要る、機械を使う場合には機械が

どれだけ要ると、普通標準の歩がかりといたしましては、掘削に人力がどのくらいの割合である、機械がどのくらいの割合であるというふうなことで、これを厳密に労賃なら労賃だけで、はじき出すわけに参りませんので、一例を申し上げますと掘削の場合も、歩がかりの人力の部分につきましては、昨年は平均で四百六十六の労賃、これに対してたとえば切り取り、床掘りの平均が一割、あるいは人が運搬するものが三六、四六六にそれぞれパーセンテージをかけて、百九十四というものが三十五年度はじき出されておつたわけですが、これを今度は労賃を四百十八円というふうに見まして、歩がかりの一割、三六は同様でございまして、百九十六というふうにはじき出して参ります。これは一応の標準でございまして、そこで、このほかに機械を使う場合はまたこまかい計算がございまして、機械による分と人力による分をどういふ割合で組み合わせるかというふうなことに参りまして、全体の金額が違つてくるわけではございませんが、私どもはいたしましては土木関係はできるだけ機械化施工をやりまして、それによつて労賃の単価の上がつた部分を埋め合わせるように考えていきたい。従いまして、実施上は労賃の単価はこれ以上上回つた、過去のPWの標準より以上——人によりましては、むしろ最高に近い方の標準より上回つたものを支払うことができるように考えて参りたいというふうな思つております。建築物につきましても同様で、一坪当たり材料と労力費がどれだけ要るかということ、坪当たりの単価を出しておるわけではあります。これ

○武内五郎君 いろいろな面で単価がかなり前年度よりも上がつて組まれているというところはあると思います。ただ問題は、工事施工の上で一番大事なのは、何といつても材料と労賃、この動きによつて工事のよしあしがほとんどきまるのではないかと。特に労賃等は非常に低く組まれておつて、従つていろいろな労賃上の支払い関係から、結局権利金その他不祥なことをやり出す、これが一般のようでありまして、しかもこれは物価等の変動でかなり上下が激しいので、それらについてのスライドをできるように考えられぬものかどうか。

○政府委員(鬼丸勝之君) こういう単価を構成しております要素のうち、労賃が相当大きな要素でございまして、そのほかにももちろん資材その他の諸経費ということになっておりますが、実は土木関係の工事におきましては、いわゆる歩がかりという制度的な従来からの慣行がございまして、たとえば掘削については、一方メートルだけだけでできるのだというふうな計算があるわけではございません。そこで、その中で人力を使う場合に人力がどれだけ要る、機械を使う場合には機械が

も資材の使い方は資材の種類等によりまして、努力の実際の所要量も変わってきますし、資材の使い方と施工方法が変わりますれば、技能者の種類もある程度変わってくる。施工方法なりあるいは資材の使い方等でできるだけ工夫して参つて、必要な労賃につきましまして支払うことができるように配慮して参りたいというふうに考えております。

○武内五郎君 この審議会の問題ですが、審議会は、業者の資格、工事能力等を審査して、それによって大臣または都道府県知事がその資格をきめるということになっておりますけれども、今地方の業者等の実態を見ますと、大体A、B、Cというような段階があるわけですが、このA、B、Cの段階をやはりこの審議会が審査、査定する。もし、私は、実質において、Bに指定されているがAなんだ、あるいはCに指定されているのだがB以上の能力を持っているのだ、というような査定の結果について不満があった場合、異議申し立て等によってこれを更正できるかどうか。

○政府委員(鬼丸勝之君) 今回改正案に盛り込まれております、建設業者の経営に関する事項の審査の制度につきましては、ただいま先生から御指摘のように、現在中央建設業審議会におきまして、入札制度合理化対策の一環として、たしまた実施いたしておりますが、これはしかし一つの勧告の性質を持つたものでございます。従いまして、現在の審議会の決定は行政指導的な効力しかないということでございます。現行の入札資格の審査の結果につきまして、審査を受けた者が再審査を受

けるという道が開かれておりません。そこで今回改正法に、ここに新たに規定されましたゆえんは、これをもっと合理的な基準によって、フェアに行なうということがよからうというふうに考えて、制度としてここに改正法に新たに詳しく規定をしたようなわけでございまして、この条文の中で第二十七条の四の規定におきまして、審査の結果、異議のある建設業者はその審査を行なつた建設大臣または都道府県知事に對して、再審査の申し立てをすることができ、と規定されております。これは、異議があれば大臣登録業者は建設大臣、知事登録業者はこれを都道府県知事が申し立てを受けて再審査をする、という趣旨でこの規定が設けられている次第でございますので、もちろん申し立てによりまして再審査をいたしたい、あるいはいたさせたいというふうに考えております。

○武内五郎君 次に私、業者と発注者との契約関係について、御承知の通り何といつても注文する方は注文される方よりも強くなる。一般にわれわれが商店から物を買う場合には、お客さんの方はかなり強いわけですが、そういうような工合で、業者と発注者との間に、その立場の相違もあつて、契約上に非常に對等な立場に立つていない向きがかなりあると思ふ。何々にすれば、何々しなければどうするといふような関係が契約文書等にかなり見えるやうであります。これはこの時代に合ふやうに考へられるんだが、それらについて對等な立場で契約ができ、對等な立場で話ができるやうに今後改正が考へられないものかどうか。

○政府委員(鬼丸勝之君) 建設業法の規定に基づきまして、注文者と建設業者の契約につきましては、標準契約約款を中央建設業審議会が決定いたしました。建設省としてこれを発注者側に勧告いたしております。この標準の約款によりまして、ただいま御指摘のような片務的なことではないのでございしますが、ただ実情は御指摘のように発注者である都道府県等におきましては、非常に古い明治大正時代からの規定に基づいて契約の様式、約款をきめておるといふようなところもございしますので、私もいたしましては、今後この標準契約約款そのものももう少し對等な双務契約という観点から合理化する余地もございしますが、同時にこれが合理化されましたら、これを徹底的に発注者の方で勵行してもらふやうに強く行政上の指導をいたして参りたい、かように考えております。

○武内五郎君 いずれ私はこの契約上の問題についてお伺いしたいと思ひますが、一応終わります。

○武蔵常介君 二、三簡単に伺ひたいと思ひます。ただいま田上君から横浜の建築の問題に對していろいろ御質問があつたのですが、私はここでは全く内容がわかりませんので、どうも申し上げることはできないのでありますが、あるいは設計に落度があつたのじゃないか、あるいは施工にもまた不完全なところがあつたのかもわかりませんが、とにかく設計士の監督について私はいろいろ考へておることがあるのですが、こゝういふ重大な問題はきわめて少ないのですが、地方で毎々非常に困難しておることは、設計者は非常に新しい様式や斬新な形を競つていろいろやりまするが、それはそれでよい

のでありまするが、同じ坪の単価においてはお互に発注者の意思に沿うやうなものを作らう、こゝういふ考えからいろいろ工夫をされるのであります。が、ただその単価の入れ方が全くそれに沿つていない。現在の状態では、官庁管轄でもまた町村の学校建築でも非常に予算が少なくてあります。その予算が少なくておるをいろいろと新しい、いわゆるしろろと目では非常によいような建築を盛んにやつておる。ところがその単価に至りましては全くずさんである。こゝういふ現在の価格では施工ができないといふので、建築業者は非常に困難していることは事実であります。こゝういふ単価に對する設計者、すなわちこの建築士といふものは責任は一体負わなければならないのか、それとも何でもいいから図面を書いてそれにたためな価格を入れて、設計者といふものはそれで責任を負ふのであ

るか、そゝういふことをお伺ひするのであります。

○政府委員(鬼丸勝之君) あつては建築士が業として設計または工事監理を行ないます場合に、事務所を開いた場合には建築士事務所、これはそれぞれ建築士法によりまして監督をいたしておりますが、ただいま御指摘のように、個々の具体の例につきましましては、建築士なり建築士事務所の技術者が、いわゆる単価その他の積算でございまして、積算の点で十分でないという話は私もときどき聞いておるところでございますが、斬新なデザインだけを、その裏づけになる単価構成、積算が間に合つていないという場合が最近ちよいちいふございますけれども、これは発注する事業主体におきまして、

予算の面から設計の根本を十分注意して参るのが至当であらうと思ひます。建築士に事業主体の方がまかせつきりといふことではないかと思ひます。し、私どもの建設省所管の建築施設、住宅等におきましては、都道府県なり市町村、あるいは公団、公庫等におきまして、事業をやる事業主体の立場として発注する場合に十分注意をさせておられます。特に積算につきましましては、むしろ事業主体の方が責任を持つてやるといふぐらひに考えて注意をいたしておるやうな次第でございします。

ただ町村等になりますと、職員も少ない、適当な技術者も少ないといふやうなことから、事業主体自身がこまかい積算を十分やれるかどうか心配でございますが、公営住宅等の事例によりますれば、町村が事業主体の場合には、その町村の所在する県におきまして、県の建築課で十分その辺の指導をいたしておる。こゝういふことになつておられますので、県の建築課に對する指導等につきましましては、なお建設省としても十分遺憾のないように注意して参りたいと思ひます。

○武蔵常介君 私は今から三、四年前、東京都の建築士会に招かれたもんで、それから、行つて建築士の方にいやみを言つたことがあつたのですが、どうも建築士の諸君は非常にデザインにばかり頭を入れて、そゝうして建設業者がこれ来完成するのにちつと頭を入れていない。先ほども非常に参考人からも御意見が出ましたが、中小企業の方がどんどん参つておるというものは現実のやうであります。それらは何であるかといふと、町村はかりに、あるいは県でもそゝうございしますが、予算がこれし

○政府委員（鬼丸勝之君）　ただいまお尋ねの、建築士が設計をいたしましたし

○國務大臣(中村梅吉君) 實は、三十二年度予算編成の際にも、単価の問題非常に重要な問題としてわれわれは取り上げまして努力をいたした次第でございますが、思うように財政当局の理解を得ることが困難であつたわけでございます。住宅公団あるいは住宅金融公庫等の建設にかかる積算、あるいは管轄等の分につきましては、若干われわれの趣旨が通りまして、従来の単価構成を是正してもらつたわけでございますが、文部省の方の学校建築も同じくいかなかつたようでありますけれども、特に公営住宅につきましては、大體考へ方の基礎が違ひまして、大蔵省に言わせると、これは補助単価である、補助の基準としての単価構成である、建設単価じゃないのだということとで、この是正はできなかったわけでございます。しかし、実際にその単価構成は補助単価であるにせよ、補助をもらつた府県あるいは市といたしましては、やはりそれを一つの基準として発注をするという傾向がありますので、自然それが請負業者の方にしわ寄せされるという現状にあるようでございます。ですから、来年度は一つ今から、早くから準備をしましていろいろな資料を整えて、十分われわれの趣旨も徹底するように努力をしていきたいと思つております。

○武蔵常介君 県に対する補助工事は、補助であるからというお話であります、大臣の御趣旨はよくわかつております。ただ大蔵省の見解が、これは補助単価なんであるからというが、しかしやはり県としては地方財政にもさほど余裕がないのですから、それが減れば予定の建築はできない。また建

のはいかなものかということで、実はいろいろな財政制度審議会においても意見を申し上げました。実態は、現在の指名競争入札が、発注者の側からみても、また、業界の立場からいっても適切であるという意見を、私どもは大蔵省の審議会で申しておたのです。そこでむしろ客観的な資格審査をやるならば、建設業行政の立場で、つまり言いかえますと、建設工事の適正な施行を確保すると同時に、建設業者の健全な発達をはかるといふこの立場で、公共工事の資格審査をやった方がいいんじゃないかと。もう一つ、大蔵省関係で扱いますと、国が発注する工事だけに限定されます。これはいかにもおかしいと。公共工事ならば、むしろ実態は都道府県その他が相当部分をこなしておるわけですから、国の発注する公共工事だけを特別に資格審査するとい

びたという場合も、それもやはりマイナスの点につけて判断するなんということがあるかならぬと思うのです。しかし、定木にものをやる場合じゃないという事です。そうして中央建設審議会がそれまでのものの意見書をつけ加える、ただ格づけをするにすぎないでしょう。私はほんとうに今度の会計法で——これはまあ今までも貫いている精神でもあるけれども、ただ単に公開入札をやったんではないものはできない。また指定業者も参加するから、だから指名入札にするんだという場合、その実態が十分に調べられて、そうして審議会に出てくるものならばこれは認めたらいい。そうじゃなく、ただ単にそれはそれでもって得た調査に対して、これはなおそれ以上の消化力があるということだけを判断するならば、いつでもだれでも判断できます。向こうの提出された書類に対して、ただ国家公務員の担当の責任ののしかたに持つ、というような制度にしかすぎないのです。もう少し掘り下げて実態というのを見てやらないと、かえって害になります。まあ、これは官房長官や高田君は法律を作る、制度を作る方の側だからいいけれども、各地建で、あいつは気に食わぬといったらおしまいだ。あいつは工期一週間おくれたからというのでおしまいだという事になってしまふ。そういう考え方で適格者が適格者じゃないかという考え方をするのは酷です。もしこういふ制度をもつてこれを尊重してやってくるならば、おそらく公共工事に対する入札者がなくなってしまう。応札者がなくなってしまう。なぜならば毎年民間工事は相当ふえてきている。

大体公共工事と民間工事は半々ぐらいに伸びております。多少のきずがある者だけが公共でやる工事だけにきて、あとは逃げていきます。現に住宅公団等が行なっているところの、指名者に対する審議会の部内を持つていい。こういうものぐらいいやんならばいいけれども、部内の制度というものを考えずに、おそろく契約担当者があるのかあるいは地建局長がきめるのか、かわりませんけれども、そういう点は主観にウエイトがかかりすぎたらやういふことは問題です。そういう点の運用というものはどういふことに持つていくのか、現在のままと同じでございすというのではこれは何にもならぬのです。少なくともよりよいものを伸ばし、そして誠心誠意実力のある者に対してはその労働力、機動力を活用するのだというこの表われならば、これは現在の段階としてはいいと思うのですけれども、主観のみで——大体この審議会の答申というものは、これは何もプラスもマイナスもないわけでは、これは適格者でございすというのにすぎない。不適格者はその中で選ぶはずはないのです。こういう点は運用の面においては非常に危険を伴うと思うのです。そういう点はどういう工合に指示するつもりなんですか。汚職をふやすような制度ではないかぬです。○政府委員(鬼丸勝之君) 実際の指名業者の選定にあたりましては、まあこの審査結果からは出てこないわけでありまして、直ちに。そこで私も従来地方建設局に對しましては、指名業者選定要領というよりなものを通過いたしてございまして、これによりまして、これにさらに主観的要素を基準として、取り上げて考えなさいということ、それから選定の仕方といたしまして、たとえば一部長と局長だけできめたりいたしまして、御指摘のような非常に片寄った主観で判定されるおそれとございすから、選定委員会を、たとえば道路工事にいたしまして、総務部長、企画室長等を交えて部内で選定委員会を作つてきめなさい、それから一億円以上の工事金額につきましては、本省まであらかじめ何を立てて承認を受けさせておきまして、各局長が委員からなるやはり選定委員会をそのつど開きましてきめておる。一億円の以下は地建でそれぞれの関係部長と局長が委員会を構成してやつて、まあ、こういう状況でございすので、お話のようにこの法律の改正を機として、さらに主観的要素の取り方、加え方、これにつきまして公正にこれを行なわれるように運用上は十分注意をいたして参りたいというふうに考えております。

○田中一君 それからこの中央建設審議会では、かりに三十五年に十億消化した、三十六年にはやはり十億という押さえ方を主観的に判断しようとするのか、これは十三億でいいという判断をしようとするのか、これはどうなんでしょうか。おそろく格づけをする場合に、やはり業者でも希望を持たさなければいけません。希望というものは将来に対する希望ですよ。お前はどこまでも一億円業者だと、お前は二億五千万業者だと、こういうきめ方はいかぬと思うのです。そうするならばそれに関係ない大業者だけ頼めばいいんです。一番安全です。具体的にどうい

う形にするのか、それ非常に危険なんですよ、締めつけをしてもいけないけれども野放しにしてもいけない。○政府委員(鬼丸勝之君) ただいまお話の点でございすが、将来の予測的な数字は出さないつもりでございす。これはまあ非常に不確定でございす。今日のように個々の業者の受注高も相当増が予想されますから予測は立たない。ただ過去五カ年間の建設工事の一件当たりの最高額とか最低額というものを、そのつど毎年出していきます。そこから辺から将来も発注者の方から見ても多少参考になるんじゃないかと、それから実績として過去一カ年のパーセントを、まあ客観的事実しか出せませんから、その辺は中央建設審議会におきまして、これからいろいろ検討審議していただきますが、予測的な数字をもつて格づけの要素とするということはどうも当を得ないんじゃないかというふうに考えております。○田中一君 それじゃ次の二日の委員会までに、格づけはどういう形で考えているのか、ちょっと図解して持つてきて下さい。○政府委員(鬼丸勝之君) 中央建設審議会に諮らなきやありませんので、ほんとうの事務当局で考えておる草案の原案くらいの意味であるならば、持つて参りたいと思つております。

○田中一君 第三の問題の団体ですがね。これはまあ民法上の法人というところに、はつきりと規定してありますから、おそろく各地方にある、先ほど大林参事人が言つた法人になつてゐるものは、ほとんどと法人に思ひますが、そこで一都道府県に一団体という考え方に立っているのか、あるいは幾つでもいいんだという考えに立っているのか、職別の団体はどうなるのか、そういう点はどうか。どういふものを考えているのですか。○政府委員(鬼丸勝之君) この団体はこの案にございすように、建設業に関する調査研究、指導等の業務を行なう社団または財団ということになつておりましたが、建設省令で定めることになつておりますが、私どもは民法上の公益法人であらうとかならうとこれは取り上げて参りたい。それから都道府県の管内につきましては、都道府県ごとの区域を活動範囲とするというものであれば、やはり届け出てもらいたいと思つております。その場合に、都道府県単位に一つでなければならぬというところは考えておけません。これは総合業者の団体もありますし職別のものもありまして、それから都道府県の区域を業務範囲としておれば幾つでもけっこうだと思つております。もちろん全国区域を単位とするものも一つ以上あつてけっこうですから、これも届け出てもらいたいと思つております。○田中一君 それから建設業じゃない契約行為ということになりますと、設計事務所、これはおそろく委託設計というものは相当これから多くなると思ふのですが、この点はこの建築士法ではないわけでしょう。何もありませんね、そういうものは。これもやはり會計法からくるところの契約行為ですから、国でやつてゐる場合にはそれはどうしてゐるのか。どういふ工合に規制しようとするのか、建築事務所の場合、設計ですね、監理はやるでしょうが、設計ですね。

建築関係につきましては、建築士事務所を設ける場合におきましては、登録をすることになっております。これは建築士法におきまして登録を受けられるという事になっておりますので、むしろ建設業と同様登録制度によつて指導監督を受けておるわけでございます。

○田中一君 同じようなケースで、あなたの方から建築士に出す仕事、あるいは公園も出しています。道路公園も出していますが、いろいろなものも出しておりますが、それは同じような行き方です。出ていくという考え方はどうか。

○政府委員(鬼丸勝之君) 設計の点でございます。

○田中一君 ええ。

○政府委員(鬼丸勝之君) 建築関係の設計は、地建におきましては、あるいは住宅公園におきましては、相当この設計をやる建築士事務所が発注いたしてやって参っております。ただ道路と土木施設の関係におきましては、制度的にはいろいろ法律による登録制度は行なわれておりませんが、実は道路関係等の土木のコンサルタントと申しておきます設計専門の業者の方々が、だいぶ最近はお参りました。今まで非常に少ないものでした。法律規制をやるというふうな必要性がなかったわけでございます。今後この問題は検討していかなければならぬと思つております。また、実際問題として、道路事業等におきましては、相当設計を外注して参る必要があると考えておりますので、道路等のコンサルタントの民間の業者が発展することを期待しておるような次第でございます。

○田中一君 では、建築の場合には全部随意契約ですか、道路の場合もコンサルタントに対する契約は随契にしてゐるのですか。

○政府委員(鬼丸勝之君) 私も全般につきまして詳しく承知いたしていませんが、建築につきまして住宅公園等の例を聞きますと、建築家協会という団体がござります。この建築士の事務所が集まつておる団体であります。その団体に頼みまして一社か二、三社推薦を受けまして、そのうちから選んでおるというところが住宅公園の場合です。そのほかは一般的に随契か、あるいは二、三社、数社の一種の協議設計と申しておりますが、協議設計というやり方で設計を発注いたしております。

○田中一君 協議設計の場合には、何か設計料は前もって払うのですか。協議設計の場合には住宅公園の建物なんかというものは単なる労働費です。何と特別なものをつらつておるものじゃないでしよう。この場合にはどうなんですか。この場合にも協議設計をするのですか、こんなもので。

○政府委員(鬼丸勝之君) 住宅公園の場合には大体建築家協会等に頼みまして、特定してやつてもらつておるようです。これは御承知のように基本設計が住宅公園に大体ありますものですが、それに基ついて今お話のように労働といふか、労務の提供といふのが実態でございます。ただ新しい構造物を設計させる場合に、営業関係では協議設計を使つております。いわゆる懸賞募集というふうなやり方もやつたことがございます。その場合は、しかし協議設計に参加した人全部と契約するわけには参りませんので、やはり競争して、何と申しますか、概

略の設計構想を出してもらつてきまつた人と契約する、こういうことになるわけでございます。

○田中一君 団体が二つでも三つでも、あるいはそれ以上でできた場合、たとえば要綱の第五ですがね、「必要な指導、助言及び報告」これはやっぱり官僚統制のにおいが多分にありますよ。この点は何をしようとするのか。それも二日までに、どういふ点を指導、助言、報告の内容とするかその構想を出して下さい。少なくとも建設業法を守つておる者に対するそんなものはないはずですよ。事故があつた場合にはあるでしようがね。事故に対しては当然ですよ。

○政府委員(鬼丸勝之君) 一応ここで考へておきますのは、従来、建設業者に対する指導、助言、報告という規定がござりますが、これは悪いことをした場合とかあるいは不誠実な行為をした場合に報告できる、あるいは助言できるといふようなことになっております。非常に範囲が狭いものであります。今回この建設業者と新たに法定された建設業者団体につきまして、事前のと申しますか、あるいは経営上の改善等についての指導、助言、報告もできるようにしたらどうか。それから先ほど田上先生からお尋ねのありましたあいつ事故の防止等につきましても、あらかじめ報告をするとかといふことが必要だろふと思はれますので、そういう趣旨で範囲を拡張いたします。建設業者については助言、勧告できる範囲を拡張した。建設業者団体ににつきましては、むしろ団体が助言なり報告、指導を受けることを希望する場合もまああり得るわけでございます。

して、これは地方建設業審議会でもいろいろ議論されましたが、やはり建設大臣なり都道府県知事が、積極的に指導したり助言をしたりする方が団体のためにもなるという場合、そういう場合に限つてやろうという趣旨でこの規定が設けられたわけでございます。それから、役所が統制しようとか団体を縛ろうというふうな気持ではないのでございます。

○田中一君 先ほど大林参考人が、これは高田君も鬼丸君も聞いておつたからわかるでしようけれども、七万人からいる業者の中で一万八千人が参加しておる、そしてそのほかに指導的な立場に立つてゐるものは、大業者が六十業者くらいだと言つておりました。一万八千人を代表してゐるうちの六十人が実際に団体を牛耳るというのが実体なんです。建設事業協会の場合は、しかしこれが公共性ある工事はおそらく半分以上消化していると思ふ。そしてそれからの報告等が末端の七万人、あるいは一万八千人でもよいが、一万八千人の総意であるといふことはならない場合が多々あると思ふので、で、これは建設省の場合はまだ相当金額の高いものをやるからいいけれども、地方の市町村に行けばますます低くなつてくるのです。地方の場合と建設省が指名する場合の相手といふものが、おのずから条件も違ふ内容も違ふし、非常に狂いがあつたのです。そういう点は一括どういふ工合に、総意として生かそうとするか、たとえば建設事業協会から報告がきた、その報告は一万八千人の総意として受け取りとするのか。あるいは大業者六十社の意思として聞こうとするのか。

形式としてはやっぱり団体です。内容は一万八千人の内容として聞くのか。七万人のうちの一八千人といふのは少数ですよ。あなたの方の受け取り方はどうなんですか。中央建設業審議会には中小業者入つておらぬですよ、審議会には。昨年ずいぶんやましく要求して労働者団体の委員は一人入つた。しかしほとんどの中小業者は入つておらぬじゃないか。で、中央建設業審議会の意見なんだから、地方の建設業審議会には別に聞く必要ないわけなんだ。それはやはり代表入れなきゃいかぬと思ふのだが、その点どう考えます。

○政府委員(鬼丸勝之君) 現在の中央建設業審議会には中小業者の代表の方も三名委員として入つておられます。それから……。

○田中一君 どういう人です。

○政府委員(鬼丸勝之君) もちろん全国土木建築総連合の代表として唐澤氏も委員として入つておられますし、まあ今回の改正で特に専門的な事務を審査していただくために専門委員を置かれるようなことになりまして、専門委員としてまあ各界各専門家の方をお願いしたいといふふうに考えております。

○田中一君 今度は二十五になるのか、その専門業者、総合業者入れますとね、業者は、職種は。そうすると、それは中小業者といつても、三名の中小業者といつてもどういふ方です。

○政府委員(鬼丸勝之君) 三名の中小業者の代表という方は総合工事業者の方です。そのほか左官、電気、管工事等の職別の代表の方も委員として入つていただいております。

○田中一君 その委員として入つてい

る人はだれですか。電気工事だれですか。

○政府委員(鬼丸勝之君) 地方から総合工事業の中小代表といたしまして秋田の北林さん、それから東京の小川さん、それから広島藤田さん、それから管工事の代表といたしまして坂井さん、それから電気設備工事といたしまして三輪さん、これらの方に委員として入っていただいております。

○田中一君 電気工事なんというのは、三輪さんというのはおそらく何十億か何百億かの工事をしております。それから広島藤田さんというのは中小業者じゃないですよ。今日ではもはや年間百六十億ぐらい仕事していますよ。そんなもの中小業者には入るわけがないですよ。これは将来でいいからお願ひしておきますが、一体各地建ではどういふ業者を指名しているか、一つ出してみて下さいよ。指名参加願ひというものが出ますね。大体何通ぐらいくていきますか。たとえば関東地建で管轄関係その他河川、道路関係で、その中の、それは今度は中央建設業審議会で審査するのだからけれども、おそらく現在はやっておつていふゆる指名を年に一ぺんでも受けるというものは何人くらいおりますか。

○政府委員(鬼丸勝之君) 現在中央建設業審議会に資格審査を請求しております業者は約二千社です。これは大臣登録だけでございます。それから地方建築局も毎年春に指名願ひを希望の業者から取っております。そうして名簿を作りますが、これの数字につきましては今ちょっと手元にございまして、後ほど御報告申し上げます。

○委員長(稲浦鹿蔵君) ほかにございせんか。——ほかに御質疑がなければ、本日の審議はこの程度にとどめたいと思ひます。

次回は五月二日午前十時から開会いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時四十二分散会

昭和三十六年五月九日印刷

昭和三十六年五月十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局